

# 林政審議会 議事録

## 1 日時及び場所

平成23年3月29日（火曜日）14時00分～16時00分

農林水産省 本館7階 第3特別会議室

所在地：東京都 千代田区 霞ヶ関 1-2-1

## 2 出席者

### ・委 員（敬称略）

井上篤博、岡田秀二、加賀谷廣代、葛城奈海、金井久美子、上安平冽子、  
黄瀬稔、合原眞知子、佐川文教、鮫島正浩、島村元明、鈴木雅一、藤野珠枝、  
細田衛士、前田穰、安成信次、横山隆一

### ・特別委員

田畠勝洋

### ・林 野 庁

## 3 議 事

- (1) 東北地方太平洋沖地震の林野関係被害及び対応状況について（説明事項）
- (2) 平成22年度森林及び林業の動向(案)について（説明事項）
- (3) 平成23年度森林及び林業施策(案)について（諮問・答申）
- (4) 森林・林業基本計画の変更について（説明事項）
- (5) 全国森林計画の変更について（説明事項）
- (6) その他

○三浦林政課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

まず、初めに定足数についてご報告いたします。本日は、委員20名中、現在17名の委員にご出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。なお、ご出席予定でありました田中委員、藤原委員は所用のため急きょご欠席とのことで連絡をいただいております。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

○岡田会長 それでは、林政審議会を始めたいと思います。

本日は、大震災の影響がまだ大きく残っている状況で、皆様にはご出席を賜りました。心より感謝を申し上げます。

それでは、初めに皆川長官からご挨拶をお願いしたいと思います。

○皆川林野庁長官 まずは、3月11日に発生いたしました東北関東大震災の犠牲者の方々に心からご冥福をお祈りしたいと思います。また、被災された方々、今日もご出席の委員の方にも会社の施設が大きく棄損したという委員の方もいらっしゃいます。そういう意味でその方々の1日も早い復興を心よりお祈りしたいと思います。

実は、林野庁の組織も職員の死亡が1名ありました。森林管理署も庁舎が津波にやられてしまったといったようなこともございまして、1日も早くその機能の回復ということに努めているところでございます。

今回の震災を受けまして、私どもとしてはまずは被災の状況を把握しなければいかんということで、被災の翌日からヘリコプターを使いまして周辺の森林の被害がないかということについての確認をさせていただいたりしたわけでございます。

また、一方で、被災した地域が非常に多ございますので、その状況を地上から確認するのはなかなか手間取ったということがございます。今もその状況が引き続きの部分もございますが、政府一丸となりまして復興に向けてのプロセスに入っているということでございます。被災住民の方々の民生の安定ということでも、通常の業務としては私ども直接の任に当たるわけではないですけれども、私たちの出先、組織を使いまして、民生安定に向けても例えば避難所に物資を届けるといったようなこと、避難所を組織の庁舎等にご提供申し上げるといったことにも努めているところでございます。

そういった非常にあわただしい中での開催にもかかわりませず、委員の各位にはご参加をいただきまして大変ありがとうございます。

今日は、3つの大きな課題があると思っております。1つは、23年度の林業施策につきまして白書の議論をしていただくということでございます。これまで施策部会のほうで鮫島委員長の下でおやりいただいたものについて、本審議会でご議論いただくということでございます。それから、2つ目が「森林・林業基本計画」、また全国森林計画についての議論ということで全体像と言いますか、基本計画の全体像ということを今日はお示ししながら、それをどういうふうな構造で変えていくのかということについてのご議論をいただくことになるかと思っております。それが通常予定をしていた議題でございますが、今回はこの大震災を受けまして、森林・林業施策においてもどういった点で考えるところがあるのか。いろいろな問題ということが生じているわけでございますので、それについても今日はご議論いただくということで、3つの大きな議題があるんだというふうに思っております。

ぜひ、忌憚のないご意見をお寄せいただいて、また私どもの震災復興に向けてその意見を踏まえてしっかりと取り組んでいきたいと思っているところでございます。

なお、今回、「森林・林業基本計画」とあわせまして私ども森林法の改正ということが森林・林業再生プランを具現化するために必要だというご説明もさせていただきましたが、森林法につきましては、与野党の話し合いも大分に詰まりまして、明日衆議院の委員会でご質疑いただくという運びになってございます。それを受けまして、衆議院での審議を終えて、できれば参議院でもなるべく早期にご審議をいただき、1日も早く森林法の施行をさせていただきたいと思っているところでございます。

この中にも被災森林の状況を実際にいろいろな方々にご覧いただいてしっかりと見ていただくという意味でも、森林法の中に立入調査について、今までの公務員だけではなくて、それから委任を受けた者についても森林に立ち入ってさまざまな調査ができるという規定を入れておりますが、これにつきましては公布したら即施行するということで、震災の復興にも役立て得る。また、他人の土地に路網を入れていく、路網の設定手続についての改正も今回の法律に盛り込んでおりますが、これについても施行期日を少しあはやめたらどうかという形でのご議論が進んでおりまして、そういう森林法の改正も一日も早く成立していただきまして、それを的確に施行することもあわせてぜひ復興についても遺憾なきを期していきたいと思っているところでございます。ぜひ皆様方のご理解とご支援をいただければ大変ありがたいと思っております。

今日は、どうもありがとうございました。

○岡田会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここから始めさせていただきたいのですが、次第のペーパーをちょっとご覧いた

だきたいと思います。

ただいま長官からございましたように、今日は諮問・答申事項が1つございます。これを初めにやらせていただきたいなと思っています。それと急きょ大きな議題として取り上げていただきました1番目の震災にかかる議題については、多分皆さん多くのご意見、ご要望があるかと思いますので、時間のいろいろな都合を考えますと、これを一番最後にやらせていただきたいなと思います。

諮問・答申事項を一番最初に行って、その後に2番目、3番目、4番目、5番目、そして1番目という順序で今日の議事を進めさせていただければありがたいと思っております。どうぞ、ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、まず最初にこの23年度の森林及び林業施策についての諮問をいただきたいと思います。

諮問文につきましては、お手元に多分資料があろうかと思います。本日は、大臣の諮問につきまして、長官から代読という形でいただくというふうにしたいと思います。

○皆川林野庁長官 平成23年度森林及び林業施策（案）について、森林・林業基本法第10条第3項の規定に基づき、平成23年度森林及び林業施策（案）について貴審議会に意見を求める。林政審議会会长岡田秀二殿、農林水産大臣鹿野道彦。

よろしくお願ひいたします。

○岡田会長 検討させていただきます。

お手元の資料があろうかと思いますが、今のような形で諮問をいただきました。

それでは、議事の2番目に戻させていただきます。

平成22年度の森林及び林業の動向（案）についてでございます。

この件につきましては、施策部会において検討を重ねてまいっております。昨年の10月から都合3回にわたりまして、濃密な議論をいただいたと伺っております。まず、最初に鮫島施策部会長から検討経過の概要の報告をいただいた上で、事務局からご説明をいただくという順序をお願いしたいと思います。

それでは、鮫島部会長さん、よろしくお願ひいたします。

○鮫島委員 それでは、平成22年度森林及び林業の動向（案）につきまして、素案の段階から施策部会において議論いたしましたので、その経過について報告いたします。

施策部会は、昨年10月、本年2月、3月の計3回開催されました。第1回施策部会、平成22年10月28日開催でございますが、第1回の施策部会では、事務局から第1部、森林及び林業の

動向の構成や各章の主な記述事項の案が示されました。特集章については、テーマの課題を木材の需要拡大に向けてとして、木材の需要拡大の必要性を整理した上で、公共建築物の木造化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材の輸出に焦点を当てて、木材の需要拡大に向けた最新の動向について紹介するとの考えが示されました。

これに対して、委員からは主に以下のような意見が出されました。木材需給率50%を目指して木材の需要拡大を進めることにより、資源の枯渇や森林の荒廃につながる可能性もある。森林資源の持続可能性を考慮した記述にすべき。建築物の木造化を進めるに当たって、木造建築物のデザインができる人材は多いが、構造計算ができる人材が不足している。人材育成の重要性について記述すべき。消費者が自発的に木を使いたくなるようにすることが重要である。人間の体によいなど、木材の長所について記述すべき。林業経営はどうにもならない状態に置かれており、山村は疲弊している。林業の厳しい現状についても記述すべき。という意見が第1回の施策部会では出されました。

そして、第2回の施策部会、平成23年2月1日に開催。ならびに第3回施策部会、平成23年3月9日開催におきましては、まず第2回施策部会では事務局が作成した第1部森林及び林業の動向（案）について審議いたしました。最後の第3回の施策部会では、第2回の施策部会での意見を踏まえて修正された第1部森林及び林業の動向案と第2部平成22年度森林及び林業施策（案）について審議を行いました。

これらの会合において、委員からは主に以下のような意見が出されました。第2回の施策部会では、森林・林業再生プランに関する記述が分散していることからトピックスの中で、どこに何が書いてあるかをわかるように記述するべき。木材需要全体の動向に関して製材用とパルプ・チップ用の記述はあるが合板などの記述がない。合板などに関する記述を充実させるべき。木造建築物のコストについて木造のほうが建築コストが低い場合もあると書くよりも、工夫によってコストを下げることができると率直に書いたほうがよいのではないか。林業の採算性の観点から育林コストについても記述すべき。第I章及び第V章では、木材のことについて、よく分析されているが、第I章の副題を木の文化としていることから、新たな木の文化をどう考えるのか、初めの節に加えるべき。

以上が、第2回の施策部会で出てきたご意見であります。

それから、第3回の施策部会では、合板の利用推進に当たっては、床下用のみならず、壁用や屋根用も重要である。薪についてはカーボンニュートラルな燃料として改めて注目されることを記述すべき。

以上の議論を踏まえて、本文の記述については部会長であります私に一任されました。施策部会としては、事務局作成の案は委員会からの意見を適切に反映しており適當であると考えます。

以上、報告させていただきました。

○岡田会長 ありがとうございました。

今は部会長さんから主に経過という形でご説明をいただきましたが、事務局からこの概要ないしは本冊にも則して少しご説明をいただきたいと思います。

○安東企画課長 それでは、私のほうから、白書の関係を説明させていただきます。

お手元に白書の関係では資料を2つお配りしております。1つは資料2という形で、緑色の冊子、これが白書本体になります。それから、資料3として、緑色の冊子の概要という形で配らせていただきましたので、中身については後ほど資料3に沿って説明をさせていただきますけれども、冒頭ちょっと全体の編集方針について簡単にご説明を申し上げたいと思います。

白書の編集方針につきましては、昨年度からトピックスは国民に広く周知すべき特徴的な動きを一般の読者向けに簡単に紹介、解説する。それから、中身、白書の本体自体は行政、団体、大学などの関係者の実務に資するような現状課題を分析的に記述する。

それから、特集章についてはテーマを絞った形で整理する。それから、中身の構成の問題ですけれども、左右2段組みにして、1ページの文字数を増やすという整理を行っております。今年度につきましても昨年度の方針を踏襲させていただいておりまして、ちょっと緑の冊子をめくって、目次を眺めていただきたいと思います。この目次から記述内容がある程度把握できるように、小見出し、第Ⅰ章の1の(1)のところであれば、その下に3つの小見出しをつけておりますが、ここは昨年までは目次には記述しなかったところですけれども、こういった小見出しを目次に含めるということと、加えて小見出しあは單に事項名を書くのではなくて、極力、何がどうなったのかということがわかるような書きぶりとするということで整理させていただいているということと、中身をつらつら見ていただくと、脚注を充実して、説明を丁寧にするということを心がけたつもりでございます。

以上が簡単ですけれども、編集方針でございまして、続きまして、中身について資料3の概要版のほうで紹介させていただきたいと思います。

最初は目次ですのでめくっていただいて、1ページと2ページが今年度の特徴的な動きを紹介するトピックスのところになります。トピックスは5つ整理させていただいております。

まず最初の1つ目、森林・林業の再生に向けた画期的な改革ということでございまして、言

うまでもなく森林・林業再生プランの実現に向けていろいろな取組が始まっているところでございますので、その辺の記述の整理をさせていただきました。

それから、右のほうを見ていただきますと、トピックス2といたしまして、急きよ先般の大震災関係の記述を加えてございます。ただし、今回の地震は緑の冊子のほうで申し上げますと、印刷に間に合わなかつたので、1枚紙を加えてございます、という形で配らせていただいておりますし、内容につきましては先ほど鮫島部会長から施策部会での議論の紹介をしていただきましたけれども、最後の施策部会が震災前でございましたので、この震災の関係の記述は施策部会での議論を経ずに、部会長のご了解を得て加えさせていただいているという形になってございます。中身につきましても今回の災害は言うまでもなく甚大なものとして、被災状況の全容把握ということは現時点でも大変難しいこともありますし、本格的復旧対策もこれからという状況にありますので、今年度の白書についてはあくまで被害が発生したということをまず紹介させていただくということで、災害の影響、復旧対策につきましては来年の白書で詳しく整理させていただくことになると考えております。

それから、トピックスの3は、昨年に成立させていただいた公共建築物等における木材利用の促進に関する法律の紹介をさせていただいております。

それから、4つ目ですけれども、昨年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約COP10の結果について紹介させていただいております。

それから、最後5つ目のトピックスで今年が国連の定める国際森林年であることを紹介させていただいております。

めくっていただいて、3ページからですけれども、第I章が特集章でございまして、森林・林業再生プランに基づく施策により国産材の供給能力が強化されることが期待される一方で、木材の需要は減少傾向にあるということで、木材の需要拡大が何よりも不可欠であるという観点から、公共建築物の木造化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材輸出の3点に焦点を当てて最新の動向を紹介しているところです。

この特集章のタイトルにつきましては、木材の需要拡大によって経済効果のみならず、我が国が培ってきた木の文化の発展にもつながることを期待して、木材の需要拡大に加えて新たな木の文化を目指してという形にさせていただいております。

中身ですけれども、まず3ページの上段（1）木材の供給といたしまして、国産材の供給が平成14年以降増加傾向にあるのに対して、輸入は平成7年以降減少傾向にあること。

それから、下段の（2）木材の需要としまして、需要量は平成8年以降減少傾向にあり、一

人当たりの木材需要量はピーク時の半分にまで落ち込んでいるということを記述させていただいているります。

それから、4ページのほうですけれども、上段で特に住宅着工戸数の減少により製材用材の需要がピーク時の3分の1まで減少し、パルプ・チップ用材も減少傾向にある一方で、合板用材では国産材の利用が急増していること。そういった中で、2つ目の箱ですけれども、我が国の人口はこれから減少することが見込まれているということで、現状のままでは木材需要量も減少傾向が継続すると見込まれるという記述をさせていただいている。

以上の需給動向を踏まえて、林業の再生には木材の供給体制整備と同時に木材の需要拡大が不可欠であるという旨の記述をさせていただくとともに、木材の需要拡大は経済効果のみならず、新たな木の文化の創出にもつながるということを一番下の箱で整理をさせていただいております。

続きまして、5ページ、6ページです。

ここには木材需要拡大に向けたこれまでの取組を整理させていただいております。

(1) 住宅分野ですけれども、まず木造住宅の動向が木材需要全体に大きな影響を与えるということ。それから、下のほうの箱ですけれども、林野庁では住宅メーカー等が必要とする製品を低コストで安定的に供給する取組を実施しており、その結果、その下に事例を載せておりますけれども、住宅メーカーでは国産材を積極的に利用する取組が拡大しつつある旨、記述をさせていただいている。

それから、右のページ、住宅分野以外の関係ですけれども、上の箱には住宅分野以外で大規模な木造建築物の建築や学校施設の木造化、内装木質化が進んでいることを紹介しております。下の箱で、土木工作物については木製工作物の工法の普及やグリーン購入法による小径丸太材の利用が進んでいることを紹介させていただいております。

次に7ページから8ページでございます。ここは第Ⅰ章の3番目、木材需要拡大に向けた最近の動向といたしまして、3点の整理をさせていただいております。

1つ目は、公共建築物の木造化ということで、公共建築物の木造率が建築物全体と比べて低いことを記述しております。これは右下の戦後における建築物非木造化の方針というものを記載させていただいておりますが、この中で、戦後、国や地方公共団体が率先して建築物の非木造化を進めてきたということが一因となっていると考えておりますが、そういった動きが続いてきた中で、昨年、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行されたということで、過去の非木造化の考え方を可能な限り木造化、木質化を図る考え方へ大きく転換した

という位置づけになるものと整理させていただいております。

下の箱では、文部科学省と林野庁で、昨年学校の木造設計を考える研究会を開催し、木材利用を進めやすくするための方策について冊子を取りまとめたことを紹介させていただいております。

8ページには、木造化に向けた状況認識を何点か記述させていただいております。1つは、公共建築物には高い耐火性能を求められていますが一定の性能を満たせば木造で建築することが可能であるという状況になっているということ。それから、2つ目として木造建築物は設計上の工夫により低コストで整備することが可能ですが、現実は木造による整備事例が少ないとことなどから建築コストが高くなる傾向にあるということ。

2つ目の箱ですけれども、3点目として、公共建築物の場合、長尺・大径材、JAS適合材など、さまざまな要件を満たす木材を短期間で大量に調達する必要がありますが、こうした部材の供給体制は現状では不十分であるということ。

以上、申し上げたようなことの分析を踏まえまして、一番下の箱ですけれども、5点ほど、低層の公共建築物をターゲットとした木造化、全ての建築物の内装の木質化等、5点の課題に取り組む必要がある旨の整理をさせていただいているところです。

それから、9ページ、10ページ、第I章の3つのうちの2つ目、木質バイオマスのエネルギー利用の関係です。

まず、9ページの上段に事例を記述させていただいていますけれども、石炭火力発電所における木質バイオマスの混合利用が進んでいること。それから、上の箱の2つ目ですけれども、経済産業省において、「再生可能エネルギーの全量買取制度」の導入について検討が進められていることを記述しています。

それから、左下のグラフに、バイオマス関係の利用量の状況を掲げていますけれども、この状況を見るとエネルギー利用推進のためには未利用間伐材等の活用が不可欠となっているということがわかるかと思います。

また、右下のグラフにありますように、単位発熱量当たりの価格で見ますと、木質バイオマスは化石燃料と競合可能な状態にありますが、木質バイオマスの燃料機器の導入コストが化石燃料よりも高くなっているという問題点の整理をさせていただいています。

右側の10ページのほうですけれども、主要な木質バイオマス燃料であるチップと木質ペレットを見ると、チップの場合、エネルギー変換技術のうち、チップボイラーによる熱供給が蒸気式発電等よりも経済的となっていること。それから、木質ペレットについては原料調達が難し

いことから、一工事当たりの生産規模が相当小規模となっており、今後、輸入ペレットとの市場競争が強まる可能性もあることを指摘させていただいております。

こうした状況を踏まえて、10ページの一番下の箱ですけれども、未利用間伐材等の低成本トの安定供給と木質バイオマスのエネルギー利用を進めるための課題を6点整理させていただいてございます。

11ページから12ページは、第Ⅰ章の3つのテーマのうちの3番目、木材輸出の関係です。11ページの上の箱ですけれども、我が国の木材輸出額は平成13年以降増加傾向にあり、これまで中国と韓国を重点国として付加価値の高い製品の輸出を推進してきたということを記述させていただいています。あわせて中国の関係では、中国の設計規範への我が国の国産樹種の指定に向けて規範の見直し作業にも参加しているという動きも紹介させていただいています。しかしながら、2番目の箱ですけれども、我が国の木材関係者の普段の活動の大半は国内市場への供給のみに取り組んできているということで、輸出先国のニーズに応じた製品の開発が不足しているということ。

それから、他方で、北米諸国を見ると、10年ほど前から中国を対象に木材輸出振興戦略を開拓してきているということ。さらに中国では家具、木質パネル等の生産量、輸出量世界一の維持を目標として木材の加工貿易をさらに拡大する見込みであることとの整理をさせていただいております。

こうした状況を踏まえて、12ページの一番上の箱ですけれども、木材輸出の課題として、輸出先国のニーズに対応したマーケティング活動の展開など、3点の課題の整理をさせていただいております。

12ページ中段からが、第Ⅰ章の締めくくりとして、新たな「木の文化」を目指して、という形で整理させていただいております。

今まで申し上げた木材需要の拡大に関する分析を踏まえて、12ページの中段の箱ですけれども、素材の供給体制の整備、木材製品の加工、流通体制の整備等々、6点ほど木材需要拡大に向けた課題、条件整備の必要について記述をさせていただきました。

その上で一番下の箱ですけれども、木材需要の拡大により林業生産活動の活発化と森林整備の促進につながることを期待するとともに、木材の需要量を資源量、成長量に見合った規模に保つことによって、森林資源の維持再生を図るべきであるということ。これらの木材需要の拡大により新たな木の文化が生み出されることへの期待を記述して整理させていただいております。

以上、第Ⅰ章は特集章でございますので、若干、中身も詳しく説明させていただきました。

以下、13ページ以降は時間も限られておりますので、かいつまんで説明させていただきます。

まず、13ページからは、第Ⅱ章地球温暖化と森林ということで、上段におきまして温暖化の現状と我が国の温室効果ガスの排出状況の紹介をさせていただき、下段で、森林吸収源対策の取組について、それから14ページの上段で、森林関連分野のクレジット化の取組について記述させていただいております。それから、14ページの下のほうでは、第一約束期間終了後の枠組みに關し、昨年12月のカンクンでの会合の結果などについて紹介させていただいております。

15ページ、16ページが、第Ⅲ章多様で健全な森林の整備・保全です。

まず、一番上の箱のところで、森林の有する多面機能について紹介し、次の箱で我が国の森林資源が量的に充実し、資源として本格的に利用が可能となる段階にあることを記述しております。一番下の箱で、森林整備の必要性や間伐の実施状況、花粉の少ない森づくりについて紹介をしております。

右の16ページですけれども、一番上の箱で、名古屋における生物多様性条約COP10の開催、森林における生物多様性の保全に向けた取組について、2番目の箱で、森林・林業再生プランに基づく森林計画制度の見直しについて、一番下の箱で、国民参加による森づくりや地方公共団体による独自課税、森林環境教育の取組などについて記述させていただいております。

次に、17ページが、第Ⅲ章の2番目、国土保全の推進ですけれども、保安林や治山対策、それから松くい虫被害、ナラ枯れ被害などについて記述させていただいております。

それから、18ページは、第Ⅲ章の3つ目の柱の国際的な取組の推進ということで、世界の森林が依然として減少していることや持続可能な森林経営に向けた国際的な動向、我が国の国際協力について記述させていただいております。

続きまして、19ページからが、第Ⅳ章林業・山村の活性化ということで、まず19ページにおきまして、林業産出額や林業所得が減少傾向で推移している実態などについて記述しております。それから、20ページのほうで、森林組合や素材生産業者などの林業事業体の動向や2010年の農林業センサスによる最新の分析結果などを紹介させていただいております。

また、下段におきまして、林業労働力の動向に関し、「緑の雇用」事業により、新規就業者数が、「緑の雇用」で確保した分、そのまま増加しているというようなことや林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更などについて記述させていただいております。

21ページが、第Ⅳ章の2番目の柱、林業の再生に向けた取組といたしまして、再生プランに基づく施業の集約化や「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入、丈夫で簡易な路網の整備

等について最新の動きを記述させていただくとともに、下段におきまして人材の育成といたしまして、森林施業プランナーやフォレスターの育成について紹介をしております。

22ページが、第IV章の3番目の柱、山村の活性化ということで、山村における過疎化、高齢化による諸課題や山村活性化に向けた取組について紹介するとともに、山村再生支援センターの活動状況等を掲載させていただいております。

最後に第V章、23ページからです。

まず、林産物需給の動向としまして、世界の木材貿易の動向について分析を行っております。最近10年間では、丸太と製材の貿易量は減少する一方で、合板などの貿易量は増加する傾向にあるということ。それから、国別の構成も大きく変化しているということを記述させていただいております。

24ページのほうでは、まず上段のほうで我が国における木材需給動向について分析を行っておりまして、平成21年の木材需給率は27.8%になっているということを紹介させていただいております。下の段のほうでは、我が国における木材の国別輸入量の推移を整理させていただいておりまして、丸太、製材、合板ともに最近10年間で減少しているという状況になっております。

次に25ページで、木材価格の動向を分析いたしておりまして、平成22年は平成21年に比べ、若干上昇傾向にあったことを紹介させていただいている。下段で、森林認証や特用林産物の動向について整理させていただいております。

26ページですけれども、木材産業の動向ということで、上段のほうで新設住宅着工戸数の動向や製材産業、合板産業の動向について記述させていただくとともに、下段のほうで国産材利用拡大に向けた取組として、新生産システムによる地域材の安定供給に向けた取組を紹介させていただいております。

先ほど、第V章、最後にと申し上げましたけれども、すみません、まだ第VI章がありました。第VI章が最後です。

27ページ、28ページですけれども、国民の森としての国有林野の取組ということで、まず冒頭に国有林の役割を記述した上で、国民の生活を守る森づくりや国民参加による森づくり、また生物多様性の保全などについて国有林の取組について紹介しております。

最後に、28ページの一番下のところで、国有林や事業における改革の取組として財務の健全化への取組や一般会計化に向けた検討状況について記述させていただいたところでございます。

以上で、22年度の動向についての報告とさせていただきます。

○岡田会長 ありがとうございました。

ご質問、ご意見をいただきたいんですが、既に3回にわたる施策部会の議論がありますし、そうは言ってもこの林政審議会で議論しないということではありませんが、そこを踏まえていただきまして、とりわけ今日初めてお目にかけるこのトピックスの追加ページとか、あるいはどうしてもこれは間違いに近いないしはこれはまずいというようなところを中心にご質問、ご意見をいただければありがたいと思います。

どなたでも結構です。いかがでしょうか。

このトピックスは一番最後の行、これが大事ですね。林野庁では引き続き災害の復旧に向けて全力で取り組みます。これもよろしいですね。

なければ、私はちょっとこの本冊のところで気になったのは、32ページに、要するにせっかく立派ないい開発の絵を入れていただいたんですが、これは字がつぶれてないですか。せっかくいいあれなので、何かこれ、鮮明になる方法はないんですか。これをよろしくお願ひしたいなど。

○安東企画課長 これは、ちょっと今日の審議会用の仮の製本ですので、世の中に出すときはちゃんときれいな製本にいたします。字がつぶれないように。

○岡田会長 つぶれないように、ぜひお願ひしたいと思います。

それと58ページ、ここは公的な関与による推進のところなんですが、これの右側の欄の林業公社のところの記述なんですけれども、その2行目、林業公社は、地方公共団体の出資により設立された公益法人、これは去年もちょっと言ったような気がするんですけども、地方公共団体で言い切らずに「等」を入れてほしい。いろいろなタイプがありますけれども、県信連とか、そこそこの団体、企業みたいな出資になっているところが結構あるんです。これがやはりちょっと気になって。

そのほか何かありますか、皆さん。

○横山委員 生物多様性のところなんですけれども59ページです。内容ではなくて表現なんですけれども、59ページの右側の段の上から10行目ぐらいのところに、2010年6月現在という記述があるんですけども、その後に、192カ国及びEUと書いてあるんですけども、国の後に、多分「・」で地域というのを入れたほうがいいと思います。国と地域とEUという、国として認められていないところも含まれておりますので、国と地域と欧洲連合というふうに表現されるほうが正確ではないでしょうか。

○岡田会長 そのほかはないですか。

部会長が。

○鮫島委員 私は取りまとめ責任者なので、今さらなんですかけれども、復旧という言葉がよく出てきます。あと復興という言葉があります。これは復旧というのは元に戻すということなんですけれども、元に戻すと言うよりもむしろ復興という面もあるんじやないかなと思うんですけれども、その辺はご配慮いただけるのかどうかということだけです。復旧、復興という言葉を並べるということもあると思います。

○岡田会長 ご意見いただきます。対応可能です。

そのほかなければ、ただいまのご意見をもって林業の動向のところについてはこの審議会としてお認めいただいたということにしたいと思います。

それでは、引き続き先ほど諮問をいただきました23年度の森林・林業施策（案）についての審議をお願いしたいと思います。これにつきましても施策部会において、既に審議を行っておりますので、その経過とそれから少し内容についてご説明をいただきたいと思います。

まず、部会長さんから経過についてお願いをいたします。

○鮫島委員 それでは、平成23年度森林及び林業施策（案）につきまして、施策部会における審議の概要についてご報告させていただきます。

森林及び林業施策は、森林・林業基本法の規定に基づき政府が毎年、森林・林業の動向を考慮して、予定されている予算措置、立法措置などを取りまとめるものです。施策部会では、第2回会合で平成23年度森林及び林業施策の作成方針について、また第3回で、本文案について審議を行いました。

事務局からは平成23年度の新たな取組として、「森林管理・環境保全直接支払制度」による間伐などの推進、国際森林年の取組、森林づくりを主導する人材の育成、公共建物などへの地域材利用の拡大、国有林による森林・林業の再生への貢献などの取組を加えたとの説明がありました。

これに対しまして、委員からは専門的な表現には注釈をつけることなどにより、わかりやすくすべきなどの意見が出されました。

以上の議論を踏まえて、本文の記述については部会長である私に一任されました。施策部会としては、事務局作成の案は、委員からの意見を適切に反映しており適切であると考えますので、以上、ご報告させていただきます。

○岡田会長 それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○安東企画課長 先ほどから引き続きまして、資料3の最後の29ページ、30ページで説明させ

ていただきたいと思います。

23年度の森林及び林業施策ということで、その概要をこの29、30ページに整理させていただいております。

これは毎年次の年度の施策について、整理させていただいているところでございますので、23年度分につきまして、昨年度22年度の森林及び林業施策と比べて新しい点、違う点を説明させていただきたいと思います。

まず、29ページの1番、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全の項目ですけれども、1つ目の○、この部分が新しく追加になってございます。ご案内のように再生プランに基づく議論に沿いまして、来年度から新たに「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入するということがありますので、それを新しく書き加えさせていただいております。

それから、5つ目に、国際森林年の関係の記述を加えてございます。

それから、最後の○で、今回の大震災による被害の復旧、先ほどご指摘がありましたので、復旧・復興としたほうがいいのかもしれないんですけども、震災関係の記述を加えさせていただいております。

この部分につきましては、先ほどと同様、緑の本体のほうでは、印刷に間に合わなかったものですから、訂正の紙をはさみ込みさせていただいているということと、施策部会のほうでは、議論していない部分ということは先ほどと同様でございます。

それから、2番目の項目、林業の持続的かつ健全な発展と森林を支える山村の活性化という項目におきましては、2つ目の○におきまして、23年度からの新たな取組でございますフォレスターの育成について記述をさせていただいております。

それから、3番目の項目ですが、30ページのほうですが、林産物の供給及び利用の確保による国産材競争力の向上の項目の3つ目の○に「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」に基づく取組を追加してございます。

それから、5つ目の国有林への適切かつ効率的な管理経営の推進の項目におきまして、これも再生プランの議論の中で国有林の有効活用の議論がございましたので、その取組について記述を加えてございます。

簡単ですけれども、以上で23年度の施策の概要の説明とさせていただきます。

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

23年度の森林・林業の施策、これが整って緑色の冊子の全体になってくるわけですが、これを含めて大体白書と言うとイメージをしておりますので、これで全体像かなと思いますが、今年のトピックス、それから新しい「木の文化」を目指して、これも前向きなところを非常に強く打ち出した。それにかかわるところの施策としても急きょ出てきた新しい施策もありますけれども、大体、新しいところにずっと大きな角度が出てきたかなという、そういう白書になっていると思います。

○加賀谷委員 1番、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全で、「森林管理・環境保全直接支払制度」の説明が1番目にしてありますけれども、「森林管理・環境保全直接支払制度」と言うからには、恐らく環境に配慮した森林整備、管理を行うものに対する支払制度と解釈されるんですけれども、中身については再生プランで言われている合理化とか集約化の中身のみに留まっているというのが、若干違和感がございます。

この中身自体のディテールというのは多分これからのことだとは思うんですけども、タイトルにあるものが中身に反映されるという意味では、この環境保全というのを反映していくという記述があるほうが自然ではないかというふうにちょっと感じました。

以上です。

○岡田会長 具体的にはどうしましょう。何かありますかね、ここで。

○加賀谷委員 ちょっとこの制度の中身自体をまだ私たちもディテールそのものについて存じませんので。

○岡田会長 次長からちょっとコメントを。

○沼田林野庁次長 この「森林管理・環境保全直接支払制度」という森林所有者等が森林の造林、間伐、いろいろな先ほどの整備も含まれますけれども、そういった整備をした場合に、いわゆる国からの補助ということで支出されるような仕組みということでございます。実は、私どもこの制度のベースとして、今までの森林法体系の中では、森林施業計画といっておりましたけれども、それを今回、森林経営計画というものにさらに発展させた形でちょうど今森林法の審議がまさにかからんとしているところでございますが、そういった新しい森林経営計画制度の中で、いわゆるそういった対象森林の保護に関する事項も計画事項の中に加えておりまして、ある一定の地域の中で森林の持続可能な森林を目指していくんですけれども、当然その中には保護の側面もちゃんとこれまでのものからすると追加させていただいて、きちんとした形でやっていこうと考えているところでございます。

そういった意味で、私どもまだまだ若干ご説明が不十分な面もあったかもしれませんけれど

も、そういった名称に対応するような形でこれからきちんとやつていただきたいと考えております。また、追って新たな仕組みなどにつきましては、都道府県、それから森林所有者の皆様にもきちんとした形で、今までしているつもりではございますが、まだこれから制度が発足するわけでございますので、きちんとご説明に努めていただきたいと考えているところでございます。

○岡田会長 緑色の本文のほうをちょっとご覧いただきたいと思いますが、23年度の施策のところです。本文にかかわるところは3ページなんですが、その大きな1のうちずっと内容的には2のところに至るまでかかわるんですが、この項目立てを見てもかなり環境保全にかかわる項目が立っていますし、これでいかがでしょうか。

今日、ご議論いただきたいのは、先ほど説明は概要版だったものですから多少加賀谷委員がおっしゃるとおりの印象を受けるかもしれません、この本冊を見ていただくとおわかりいただけるかなというふうに私は思います。

いかがでしょうか。

○加賀谷委員 これは恐らく農業のほうで、ヨーロッパのCAPの関係で、こういった流れの名称がついているんだと思うんですけども、この制度自体は非常にいい制度だと思います。

くれぐれもと言いますか、名前だけが形骸化しないような、そういった制度の反映をぜひ臨んでおりますのでよろしくお願ひいたします。

○岡田会長 ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

島村委員、どうぞ。

○島村委員 最後にお話しになると思うんですけども、この震災の復興関係で、木材需要がかなり増えていくという中で、これは23年度の林業政策と言っているわけですけれども、この施策自身が修正されるというか、いわゆる復興需要に対してどういう手を打つかということによって修正されることがあるのか、その場合、補正みたいなものはつくられるのか、ちょっとそれはどういう対策がとられるかによると思うんですけども、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○岡田会長 長官、お願ひいたします。

○皆川林野庁長官 今年の大きな国政の課題に復旧・復興となっていくと。その中で、林業関係で言えば、復興用の資材としての木材供給をどう図っていくかということが大きな課題になると理解しております。

ただそれは森林・林業施策として何か新しい類型のものが入ってくるという意味ではなくて、

スピード感、例えば今回、実は森林法の審議が早まったということの1つに、今回、山側からの安定供給を早く体制づくりをしなければいかんといったようなお求めもあるわけで、そういう意味では、私どもが森林・林業再生プランですとか、今回基本計画でご提示しているような方向性について、例えば実施の部分で、もう少しスピード感をもってできないのか。量的な面でもう少し促進ができるのかという形のものが議論としては出てくるのかなと思います。

そういう意味では、施策の類型という意味ではなくて、スピード感だとか、それに要する財政資金の問題といったことが議論になってくるのではないかと思います。この施策の補正をするというよりは、具体的に言いますと補正予算みたいな形で金額ベースでのいろいろな振興のスピード感というのが少し早まってきたりすることがあるのではないかというふうに私どもは理解しております。

○岡田会長 合原委員。

○合原委員 私も加賀谷さんと同じで、お願いなんですが、私のほうは現場のほうで、山をやっている人間なので、制度的、フォレスターとか、「緑の雇用」の中身的なもので、田舎、地域というのは従来の仕組み、特に農林水産業というのは非常に古い仕組みの中で成り立っているので、どういう施策をやってもウイングが広がらないし、活性化ができなかつたという反省の上に立ってすれば、このフォレスター、「緑の雇用」というものに本当に血を入れていただきたいのと上滑りしないで、従来のシステムの中でやらなくて、きちんとした国のポジションをきちんとして本当に地域のトップのフォレスターみたいな形で育成していただくような形の検討をお願いしたいと思います。

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、先をちょっと急ぐようですが、ここで審議会としての意見の取りまとめということにしたいと思います。

ただいま幾つか意見をいただきましたが、提案されたものについての修正ということよりはむしろこの周辺の意見とそれを行っていくに当たっての姿勢、構えみたいなことについてのきちんとした責任というかそういうことをお願いされたということで、全体としてここに提案をしたことについて、お認めをいただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、適当であるという旨の答申を早速まとめてございますので、ご確認をいただきたいと思います。

記の部分だけ読ませていただきますが、平成23年度森林及び林業施策（案）について、別添のとおり定めることが適當である。これを大臣に答申として行いたいと思います。

ご了承いただけますか。

（「はい」の声あり）

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、先を急ぐよう恐縮でございますが、（4）「森林・林業基本計画」の変更について、でございます。

内容的には資料として、林業構造の展望、それから基本計画の構成案、これについてがございますが、事務局から続けて説明をお願いしたいと思います。

○松原経営課長 経営課長でございます。

「森林・林業基本計画」の変更についてのご審議ということで、私、経営課長からは林業構造の展望について説明させていただきます。

めくっていただきまして、右下にページ数が振ってございますが、1ページです。

まず、望ましい林業構造について、ということでございますが、これを明らかにすることの意義は何かということをまずご説明いたします。

右下のほうに、「森林・林業基本計画」の抜粋がございますが、19条でございます。この19条におきまして、国は効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するために必要な施策を講じることとされております。

そういたしますと、こういった施策を推進していくに当たりましては、あらかじめ効率的かつ安定的な林業経営を担う主体は何かということ。さらに、これらによります林業経営が林業生産の相当部分を担うという意味での望ましい林業構造とは何かをあらかじめ明らかにすることが求められているところでございます。

今回の基本計画の変更に当たりましては、森林・林業再生プランにおける検討を踏まえるということとされておりますけれども、今、申し上げました効率的かつ安定的な林業経営、望ましい林業構造ということについてもこの再生プランを踏まえまして考える必要があると考えております。

したがいまして、まず①でございますが、効率的かつ安定的な林業経営の主体ということと、②でございますが、これらの主体が達成すべき目標を明らかにいたします。

その際、他産業並みの所得が確保できる経営モデルを提示いたしまして、効率的かつ安定的な林業経営の具体像を示します。あわせてこのために必要となる林業就業者数を示します。こ

れらによりまして、全体といたしまして、10年後に目指すべき林業構造を展望するということを今回させていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、2ページでございます。

森林・林業再生プランを踏まえてと申し上げましたが、そのプランの関連する主な論点をこのページで簡単にまとめております。こういった論点を意識しながら今回の林業構造の展望を考えていく必要があると考えております。

まず、左上でございますが、再生プランでは林産物の供給に関する目標といたしまして、10年後の木材自需給率50%以上がうたわれております。このためには、持続的な林業経営を確保いたしまして、効率的な施業の実行を達成することが不可欠ということになります。

その下でございますが、適切な森林施業実行の仕組みの整備ということであります。再生プランにおきましては、森林経営計画制度を創設いたしまして、これによる林班を単位とした面的管理への全面切り替えということがうたわれております。すなわち持続的な林業経営の主体というのは、森林経営計画の作成者であるということがここで意識されているということでございます。

さらに、右上のほうで、低コスト作業システムを確立する条件整備の必要性がうたわれております。また、担い手となる林業事業体の育成ということがうたわれております。さらに、国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大、人材育成ということも関連する論点というふうに考えております。

こういった論点を意識しながら、3ページでございますが、これらを踏まえまして、具体的な林業構造の展望にどう論点を落とし込んでいくかということをこのページで書いております。

左上でございますが、森林・林業再生プランの方向ということでございますが、こういった再生プランの目指す方向というものを具現化するためには、①でございますが、森林経営計画の作成によりまして、面的なまとまりと効率的な施業というものが提案されるということ。さらに②でございますが、こういったものを担います効率的かつ安定的な林業経営の主体を育成することによりまして、持続的な林業経営が成立し得る構造を目指す必要があるというふうに考えられます。

したがいまして、再生プランを踏まえまして、その下に矢印が出ておりますけれども、効率的かつ安定的な林業経営の主体とは何かということを整理いたしますと、この（1）、（2）であるというふうに考えられます。（1）でございますが、持続的な林業経営の主体、すなわち森林経営計画の作成者ということでございます。（2）は効率的な施業実行の主体ということ

であります。(2)の主体と申しますのは、必ずしも林業経営そのものは行わないということであります。(1)の主体から施業を受託して実際の施業を実施する、担当する方でございますけれども、こういった(1)、(2)が効率的かつ安定的な林業経営の主体というふうに位置づけております。

こうしたことを踏まえまして、4ページ以下で説明してまいりますが、ちょっと目次的に申し上げますと、4ページにおきましては、こういった2種類の効率的かつ安定的な林業経営の主体というものが10年後に達成すべき目標をまず明らかにいたします。

明らかにされた目標を踏まえまして、この目標を達成した場合の林業経営の10年後の具体像というものを5ページ以下でお示ししたいと思います。

まず、この具体的な姿といたしまして、目標達成した場合の施業地レベルの収支改善、これを1ヘクタール当たりでお示ししたいと思います。

ポイントを申しますと、間伐におきましては、十分な施業集約化を達成し、必要な事業規模を確保した収支を提示いたします。また、主伐、再造林・保育の分野におきましては、効率的な主伐を採用するなど、効率的かつ低コストの主伐、再造林を達成した場合の収支を提示したいと思います。

今、申し上げた施業地レベルを積み上げまして、実現するモデル、すなわち効率的かつ安定的な林業経営のモデルというものを3つのパターンに分けてお示ししたいと思います。実際の林業経営というのは、施業地を年間複数団地確保し実行することによって、成立するものであるということに基づくものでございます。

7ページは、森林所有者の方が自ら行う林業経営のモデルでございます。これも分けますと2つになると思います。施業外注中心のパターンと雇用労働中心のパターンの2つの場合があるかと思います。8ページの上は、森林組合との林業事業体が経営を受託して行う林業経営モデルというものでございます。8ページの下でございますが、これは左のほうで言いますと、(2)の効率的な施業実行の主体が行うパターンでございますが、林業事業体による作業受託中心の事業展開のモデルということでございます。

こういった林業経営のモデルを6ページから8ページにかけてお示しします。

林業経営のモデルというものを踏まえました、望ましい林業構造の実現のために必要となる林業就業者数を最後でございますが10ページでお示ししたいというふうに考えております。

ページをめくっていただき、4ページでございます。このページでは、再生プランを踏まえました効率的かつ安定的な林業経営の主体が10年後に達成すべき目標というものをお示しして

おります。

(1) 持続的な林業経営の主体についてでございます。この主体につきましては、2通りあるかと思います。①でございますが、自らまたは共同等で森林経営計画を作成する森林所有者の方。②でございますが森林所有者に代わりまして森林経営計画を作成する森林組合、民間事業体。こういった2つのパターンが持続的な林業経営の主体として考えられるかと思います。

これらが10年後に達成すべき目標としては、線で囲ってありますが、こういった主体が民有林のほぼ全てをカバーして森林経営計画を作成し、当該計画に基づき、適切な施業を執行管理している状態。こういったもの目標として目指したいというふうに思っております。

(2) でございますが、もう1つのパターンでございます。効率的な施業実行の主体についてであります。この主体には、効率的かつ低コストの施業を実施し得るということで、①は労働力・林業機械を有する森林所有者の方、②として、林業事業体、すなわち森林組合と民間事業体ということでございます。

これらが10年後に達成すべき目標としては、施業の点に注目しておりますので、こういった目標を掲げておりますが、1つの分野として素材生産でございます。施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等によりまして、効率的かつ低コストの素材生産の達成を目指します。数値目標として掲げますのは、間伐につきましては8~10m<sup>3</sup>/人日以上、主伐につきましては、11~13m<sup>3</sup>/人日以上ということでございます。具体的には、素材生産全体の平均がこういった数値目標を達成することを目指します。

また、造林・保育分野でございますが、機械地拵え、コンテナ苗の活用、下刈方法の簡素化等によりまして、効率的かつ低コストの造林・保育の達成を目指します。数値目標としては、従来よりも2割以上のコスト縮減を目指します。具体的には、造林・保育全体の平均がこういった数値目標を達成することを目指します。

以上が、目標として掲げるものでございますが、次に5ページでございます。

こういった目標を達成した場合の林業経営の10年後の具体像はどうなるかということをこのページでお示しております。

先ほど、施業地レベルについてご説明すると申し上げましたが、ここでは施業地レベルの収支改善モデルを1ヘクタール当たりということで、現状と比較しながら10年後の姿をお示しております。

ポイントだけ申しますと、間伐10年後というのは真ん中の欄にございます。これを見ていただければと思いますが、森林作業道の開設が現状では130m/h aになっておりますのが、0

$m^3/h\ a$ に変わっております。要は、森林作業道の開設が進みまして、新規に開設する必要がなくなるということでございます。その後、劇的に生産性は向上すると思います。生産性が $10.1m^3/人日$ に向上いたします。こうなりますと収支はヘクタール当たり7万3,000円となりまして、補助金なしでもやっていけるという姿になろうかと思います。

下のほうは、主伐と再造林・保育の10年後の姿でございます。間伐と同様に、森林作業道の開設が進みまして、ゼロということになっております。こういったことによりまして、生産性が向上いたしまして、 $13.1m^3/人日$ ということになります。主伐の収支といたしましては、ヘクタール当たり120万円ということになります。

また、主伐後の造林・保育につきましては、先ほど、従来の2割以上のコスト縮減というふうに申し上げましたので、これを踏まえますと収支のところ、▲がまだついておりますが、47万円というふうになっております。現状よりも縮減しております。

こういった主伐、造林・保育というものの総合収支が一番下に出ておりますが、ヘクタール当たり73万円ということで黒字ということになります。黒字ということは、持続的に林業経営を回していくという姿になっております。

若干注意事項でございますが、ここでお示ししたモデルというのは、あくまでも右側のほうに掲げました私どもとして実現可能だと考えております前提条件の下での1つの例示でございます。今後、各地において地域の実情に合いました林業経営のプランニングが行われるということが重要と考えておりますが、その議論のきっかけ、参考としてこういったモデルをぜひご活用いただきたい。私どもとしてもこれを後押しするための施策を準備していきたいというふうに考えております。

6ページでございます。

今、申し上げました施業地レベルの話を積み上げました実際の林業経営のモデルの10年後のイメージ図を森林組合の区域を例にとりまして示しているものでございます。

ここでは、3つの主体が出てくるとご理解ください。

左上でございますが森林組合等による林業経営という経営のパターンがまず1つございます。絵の右側のほうには、森林所有者による林業経営、これはAさんとBさんという2つのモデルを示しております。下のほうに、民間事業体がございますが、これが効率的な施業実行の主体としての民間事業体のモデルでございます。

この3つのモデルについて、このページでご説明しております。森林組合の区域内の私有林は、大体2万ヘクタールというイメージでございます。さらにそのうち組合員の所有する森林

の割合というのは2万ヘクタールのうちの70%が平均の姿でございます。この70%に若干の周辺の森林を加えまして、大体8割ぐらいが森林組合等による林業経営が行われるという姿を例として示しているところでございます。

もちろん森林組合等と書いてございますのは、民間事業体も林業経営を行う場合があるということで、ここに書いてございますけれども、そういった森林組合なり、民間事業体が組合員等の森林を中心に森林経営計画を作成して取り組むというモデルでございますが、大体計画対象森林につきましては、2万ヘクタールのうちの80%、1万6,000ヘクタール、このうち経営対象となり得る人工林の割合は大体平均45%でございますので、この森林組合を例にとった場合は、大体7,200ヘクタールについて林業経営を行っているというふうなモデルが描けるかと思います。

この7,200ヘクタールにつきまして、下のほうに矢印が2つ出ておりますが、一部を森林組合等が自らの作業班を持ちまして実行するとともに、一部を民間事業体に外注する姿というものをここで示しております。

右側のほうでございますが、森林所有者による林業経営でございます。これも同様の考え方に基づきまして、1,800ヘクタール、これをAさんが600ヘクタール、Bさんが1,200ヘクタールというモデルを描いてみました。

Aさんにおきましては、600ヘクタールを全て民間事業体に外注するというモデルでございます。Bさんにおきましては、1,200ヘクタールについて、雇用労働によりまして自ら施業を実行するというパターンを書いております。こういったモデルを描いておりますが、具体的には7ページ及び8ページで試算の詳細を示しております。

7ページにおきましては、Aさんの林業経営モデルを示しております。これは森林所有者の施業外注による林業経営ということでございます。Bさんにつきましても同様のモデルを試算しております。

次のページは、左側の森林組合等の林業経営モデルを示しております。その下は、イメージ図の下にあります民間事業体の事業展開のモデルというものをお示ししております。

詳細につきましては時間の関係上、説明を省略させていただきますが、いずれにしましても地域における他産業並みの所得の確保が可能となるなど、効率的かつ安定的な林業経営の名にふさわしい姿というものをここで描いているところでございます。

9ページでございます。

ここでは、望ましい林業構造について今まで説明してまいりましたが、林業労働力、こうい

ったものを適切に確保することが必要だという認識の下に、林業労働力の展望をお示ししております。

まず、(1)の林業就業者数の見通しでございます。まず、平成22年度におきましては、平成17年とほぼ同じ約5万人と推測されるところでございます。また、平成32年の林業就業者数につきまして見通しておりますけれども、今後高齢者が離職していくことがやむを得ないこととしてある一方で、再生プランが推進されまして、木材自給率50%達成のため、素材生産や路網整備の事業量が増加すると同時に、引き続き「緑の雇用」対策というものをしっかりと移行していくことによりまして、このままで横ばいで、約5万人ということを見通しているところでございます。

次の10ページでございます。

今後の必要な林業就業者数の見込みというものを試算しております。こちらは目指すべき事業量とか、あるいは生産性の向上を踏まえて試算しておりますが、5万人程度というふうに試算されているところでございます。

(3)は、林業就業者の確保・育成に向けて必要な取組を紹介してございます。

①でございますが、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入など、より高度な知識、技術・技能が必要となりますことから、「緑の雇用」対策を通じました段階的かつ体系的な研修により林業就業者のキャリア形成を支援して、フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャーということで、ステップアップするということを念頭に置いて、研修終了者を登録・認定する制度を導入します。こういった取組によりまして、平成32年における必要な林業就業者の確保・育成に努力していきたいと考えております。

最後の11ページでございますが、こういった10年後の目指すべき姿を達成するために必要な施策を掲げております。詳細は省きますが、ポイントといたしまして、施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入促進等の施業コスト縮減ということが大切でございます。さらにその下でございますが、搬出間伐の促進なり、原木の安定供給体制の構築等によります木材販売収入の確保。あるいは今申し上げたような人材育成、さらに経営のリスク軽減等、こういった施策が必要と考えております。こういった施策の実行を通じまして10年後には持続的な林業経営の主体、効率的な施業実行の主体の双方が目指すべき姿が達成されるというふうに考えておりまして、こういった達成の効果といたしまして、木材自給率50%なり、あるいはコストの低減と間伐収入が相まって補助なしでも間伐が可能な状態。あるいは効率的かつ安定的な林業経営の確立といった効果が発現すると考えております。

私は以上でございます。

○岡田会長 それでは、引き続いて構成についてもご提案をお願いします。

○池田技術開発推進室長 私は、基本政策検討室の池田と申します。ちょっと企画課長は所用がございまして、かわりに説明させていただきます。

それでは、資料5をお開きください。

基本計画につきましては、これまで1月28日の審議会におきまして、再生プランの概要、現行計画の取組状況、それから3月1日の審議会で目標の考え方、木材産業や木材利用等についてご審議をいただいたところでございます。

本日は、当初はただいまご説明しました林業構造の展望に引き続きまして、数値目標、骨子案についてお示しする予定でございましたが、震災等の対応のため数値目標の協議、調整が十分とれなかつたことと、十分な審議が難しい見通しであったことから、本日は構成案のみのご提示、ご説明というふうにさせていただきまして、当初予定しておりました数値目標等につきましては、4月21日に予定しております審議会でお諮りしたいと思っております。

このため今後の審議の進め方としまして、素案の審議を5月中旬ごろに予定しております、その後パブリックコメントを実施し、最終的な諮詢答申を6月末か7月ごろに実施するということで、ちょっと1ヶ月程度遅れますけれども、そういった日程で検討していただきたいと思っております。

この紙のほうでございますが、そもそも基本計画につきましては、森林・林業基本法の規定によりまして、第1の方針と第2の目標、第3の施策、第4の必要な事項というものが定められています。新たな基本計画の構成につきましては、森林・林業再生プランの実現に向けて基本政策検討委員会でまとめられたような内容、またこれまでの審議の内容を踏まえまして、個別事項の構成を整理させていただいたところでございます。

まず、資料の第1の関係でございますが、この関係では、1の(1)の前基本計画後の推移等を踏まえた取組の推進につきましては、これは平成18年に策定されました現行の計画の実施状況についてレビューを行いまして、今後の課題を記述したいと思っております。

また、(2)の森林・林業再生プランの推進につきましては、これは基本計画検討委員会等で議論された内容を具体的にこの基本計画に移し込むという内容で記述していくかと考えております。

それから、(3)の地球温暖化対策、生物多様性の保全への対応については、それぞれ京都議定書の目標達成に向けた取組とか、森林における生物多様性保全のための取組の必要性等を

ここでうたっていきたいと考えております。

それから、(4) の国内外の木材需給を踏まえた対応では、森林資源を有効に活用し、木材需給率50%に達成していくためには、国産材の安定的かつ効率的な流通の改善、木材の需要拡大を図っていくことが必要である旨をここでうたっていきたいと考えております。

また、(5) の我が国の経済の回復に向けた模索と山村の振興では、森林・林業の再生が山村を初め我が国の経済の回復やこれらの創出に不可欠である旨をここで記述したいと考えております。

この中で、このたびの東日本大震災に対する今後の対応方向につきましても、(4)、(5) の中で、どういうふうに付言できないか検討していくというふうに考えております。

それから、2番目の政策改革の視点におきましては、この政策改革に対する基本的な考え方を示したいと思っておりまして、(1) の中では、政策立案する国の姿勢としての例えば複雑な政策体系をできるだけ国民にわかりやすい施策にしていくことの重要性ですか、(2) では実際に施策を受けて実行する事業体が自ら改革に取り組むことが必要性、また(3) で森林の恩恵を受ける社会全体で森林を支えて行こうとする機運を高めていくことの必要性、こういったことを記述していきたいと思っております。

それから、第2の数値目標を整理しているところでございますが、ここにつきましては、現行計画では数値目標以外の記述がかなり多く明記しております、若干焦点がぼやけたというふうな記載もあったことを踏まえまして、できるだけ数値目標以外のものはほかで整理するようにしていきたいと考えております。

今の全計画の例えは第2の1の取組の検証につきましては、この部分は先ほど申し上げたように、第1の1の(1) のほうで整理し直したいというふうに思っています。また、同じく3の(4) の重点的に取り組むべき事項というものは、これは第3の講ずるべき施策に整理統合する形で整理したいと思っております。

それから、また同じく5番目の関係者の役割についてはこれについては、第4の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項に整理していきたいと考えております。

具体的にここで掲げる目標数値につきましては、次回の4月21日に予定しております審議会の中で、お諮りしたいと思っております。

次に、第3の森林及び林業に関して、政府が総合的かつ計画的に講じるべき施策についてでございますが、この並びとしましては、従前どおり森林・林業、林産物、国有林野という順番で記述を考えております。

まず、1番目の森林に関する部分につきましては、特に森林・林業再生プランの重要事項の1つでございます面的な管理による持続的な森林経営の確立を冒頭に位置づけたいと思っております。

その中では、森林経営計画に基づく施業の集約化、直接支払いによる支援、路網整備の加速化、森林情報の収集等を記述していきたいと思っております。また、多様で健全な森林への誘導の中では、生物多様性の保全や公的な関与による森林整備の推進などの施策を位置づけていきたいと思っています。

それから、地球温暖化防止対策及び適応策の推進、社会的コスト負担についてそれぞれ項目立てしますとともに、山村の活性化の部分におきましては、里山林の活用についてもこの中で記述していきたいと思っています。

それから、ページをめくっていただきまして、2番目の林業の関係の部分でございますが、効率的かつ安定的な林業経営の育成として、ここでは意欲ある森林所有者や森林組合等による森林経営計画の作成の推進、これによる施業の集約化、あるいは経営の事業委託の促進の施策をここでは記述していきたいと思っています。

また、(2)人材の育成のところにおきましては、フォレスターや森林施業プランナー、フォレストリーダー等のこれから必要となる人材の育成について、その施策を記述していきたいと考えています。

また、3番目の林産物におきましては、効率的な加工、流通体制の整備としまして、中間市場や出荷施設の整備、木材流通をコーディネートする人材の育成等の内容について記述していきたいと考えております。また、この中で今回の震災被害に対する対応策が記述できないか検討したいと思っています。

それから、木材利用の拡大のところでは、公共建築物、バイオマス利用、木材輸出などの川上から生産される木材の受け皿となる取組についても記述していきたいと考えております。

4番目の国有林につきましては、国有林の組織、技術力、資源を活かした民有林のサポートなどの森林・林業再生に向けた官民一体となった施策などをここでは記述していきたいと思っております。

最後に、第4の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項におきましては、国、地方公共団体、森林所有者、林業事業体、木材産業関係者などの役割分担と連携、協力の必要性、それからまた国民の視点に立った施策決定プロセスの展開などについて記述したいというふうに考えております。

今回、こういった構成案についてご審議いただきまして、次回におきましては、この構成案に具体的に記述すべき事項を盛り込んだ骨子案をお示しして、引き続き議論していただきたいと考えております。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

ご質問、ご意見をいただきたいのですが、もう1度、資料5をちょっと見ていただきますと、ここで構成案というのが出ています。最初のこの林業構造につきましては、この構成でいくと、1は施策の方針を書き込むところです、というそれを与えています。2番目が具体的な目標値です。次の2ページに行って、ここがいわばまんじゅうでいえばあんこの部分で、施策の大体大事なところがここに詰まっているわけですが、まさにこの政府が総合的かつ計画的に講じるべき施策で、ここにかかわって国は望ましい林業構造を確立するために施策を講じなければいけないという、こういう仕組みなんです。それで先ほど、望ましい林業構造とは何か。それは実は効率的で安定的な林業経営がきちんと形成されることなんですということで、それで先ほど来、林業構造、林業経営、この話をしてくれたわけです。

その上で、全体はやはり前回と違って、林業軸のところをきちんとこれまで以上に書き込んでいくという、こういうことが大きなある流れになっていますので、目標のところにかかわっても、方針にかかわっても、この林業、望ましい林業構造は一体何かという、ここがしっかりとつかまれていなければという、こういう仕組みの中でご説明をいただいたということなんです。

ご質問はありますか。

安成委員。

○安成委員 この林業構造の展望でちょっとご質問なんですが、2つあるんですけれども、労働力が5万人というふうなことで並行推移と書いてございますが、50%の木材自給率を確保するということから考えると、逆に増える必要があるのではないかなどというふうに素人ながら思うわけです。その辺の考え方ともう1件は、6ページの経営モデルの具体像の中で、民間事業体という部分がありますけれども、これも将来健全な林業経営をやるために、一番力を入れなければいけないのは、この民間の事業体の部分ではなかろうかと思います。

ということであるならば、ここがリスクをとって、ほかの周辺の産業を巻き込みながら発展するということが健全であるならば、先ほどの11ページの必要な施策の中などにも民間事業体を発展させるような、具体的な施策というものが考えられなければいけないのでないかとい

うふうに思います。

その辺をちょっとお聞きしたいなと思いました。

○松原経営課長 経営課長でございます。今のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の林業労働者数、就業者数5万人の件についてでございます。50%の木材自給率を達成するためには、5万人で足りるのかというご質問かと思います。私どもといたしましては、前の林業構造の展望、林業経営のモデルを描く中で、今回、かなり機械化、あるいは路網の整備ということが進んだ上で、林業の機械の導入も進み、かなり効率性が上がるというふうに考えております。そういう効率性の向上を考えあわせますと、5万人ということでもやつていいける。そういう姿を私どもとしては想定しているところでございます。

もう1つのご質問の民間事業体の発展ということでございますが、まさに委員がおっしゃるとおりと私どもも考えております。再生プラン、あるいはそれを踏まえました改革の姿におきまして、民間事業体の積極的な育成ということについても十分必要性が強調されているところでございます。

具体的には24年度に向けまして、例えば民間事業体に対します諸般の施策ということを考えているところでございますので、そういったものも通じまして、民間事業体を請け負って施業を実行する主体というものの強化を図っていきたいと考えているところでございます。

○岡田会長 よろしゅうございますか。

○安成委員 施策はこの中ではなかなか見えにくいなと。

○松原経営課長 今回、林業構造の展望ではアウトラインだけ示させていただきました。委員ご指摘の趣旨を踏まえまして、基本計画の中にはきっちりとその趣旨を盛り込んでいきたいと考えております。

○岡田会長 それと5万人の数字です。数字なんですが、こここの9ページの参考に触れてありますように、国勢調査、9月末1週間の就業状況をここで拾っているわけです。実際は、もっと多くの人が入れ替わり立ち変わり、実際のところは山の手入れだとか、林業には現実的にはかかわっているという、ここの実態は動かないし、それはこれからも続くだろうと、そういうことはあると思います。

地域性もあるのですが、たまたまここはこの数字だけつかんでいますから、5万人、あるいは6万人という数字がポッと出るんですけどね。

そのほかはいかがでしょうか。

○葛城委員 私からは、担い手を確保するという意味でも木をもっと使ってもらうという意味

でも、広報が大切なではないかということをちょっと意見として述べさせていただきたいと思います

先ほど合原委員からも「緑の雇用」とかフォレターに血を入れていただきたいというご意見がありましたけれども、私自身も本当にそう思っていまして、今お配りしておりますのは、この3年半、民放のラジオ局で、「ちょっと森の話」という毎週5分だけの短い番組なんですが、やらせていただきまして、リスナーからの声です。

見ていただきたいんですが、特に下から3番目の〇です。農業は身近に感じられるのに、林業は遠く感じます。林業に携わっている方々の話を聞く機会があまりないので云々というのがあるんですけども、実際に林業は森の中でやっていることですので、働いていらっしゃる方の現場は基本的には見えないですし、働いていらっしゃる方の声を聞く機会もない。この番組では、全国森林組合連合会さんがスポンサーでしたので、基本的に取材させていただいた相手というのは、緑の研修生としてこの世界に入ってきた皆さん、それからそういうった皆さんを雇っていらっしゃる組合の方、事業体の方、あとは森の名手、名人などに選ばれている職人さん、おじいちゃんたちの声を取材させていただきました。

本当に携わっている方は別として一般国民に林業の実態というのが現状ではなかなか届いていないと思います。職業を選ぶときにも選択肢の1つとしてなかなか入ってこない、そうすると優秀な人材を担い手として確保していくということも難しくなっているという実状がまだあると思います。

また、林野庁の皆さんもとても頑張ってくださっていると思うんですが、今年が国際森林年であるということ自体も一般的には残念ながらほとんど知られていないと思います。先ほどトピックスの中で、平成23年を森林・林業再生元年にしたいという言葉もあったんですけども、そんなときに大震災が発災して林業も大きな被害を受けましたけれども、これからの復興に向けて大きな役割を担うことにもなった、このタイミングを不謹慎な言い方かもしれませんけれども、ある意味チャンスととらえて、PRしていくことによってますます林業に対する理解が、これまであまりないと思いますので、これを機会に理解を深めていただいて、担い手確保、それから木を使っていただくということにもつなげていけたらいいなと思います。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございました。

合原委員、どうぞ。

○合原委員 林業構造の展望についてなんですが、木材自給率50%以上というのは、生産量と

いうか今現在、国産材生産量というものが増えるという形での50%ですか。そこら辺がちょっと見えなかつたんで、確認です。

○松原経営課長 そのとおりでございます。

○合原委員 どのぐらい増えるということですか。

○松原経営課長 資料に基づきましてご説明いたしますと、10ページをご覧いただけますでしょうか。ここら辺はちょっと飛ばしておりますので、(2)の下のほうに枠で囲ってある数字がございますが、事業量の中で素材生産約4,000万m<sup>3</sup>というのは、前のほうの林業経営の試算のほうでもこの数字を使ってやっておりますので、この数字だとご認識ください。

○合原委員 もう1つは、民間事業体とのイコールフィティングの問題なんですが、去年からその言葉は非常に使われていますが、私ども今施策のほうをチェックいたしておりましたら、イコールフィッティングというのは同じ条件の立場の人たちがイコールフィッティングであれば平等であるのですが、今、現在長い間の森林組合政策の中で、森林組合というものは地域においてはパブリックな面を持たせられて、結果的にそういう立場にあります。なので、集約化とかそういう場合に民間事業体が取り組むときというのは、マイナス面もあるんですね。イメージとして、地域の人たちのイメージだとか、それなりにエネルギーが要る。だからイコールフィッティングにする場合に、どこまでイコールフィッティングかというのを検討していただくときの条件、安成さんが言ったように民間事業体を本当にバックアップするのであれば、そこを詳細に検討していただきたいと思います。

森林組合というものを一律に全部全国横並びでとらえちゃうと、やはりまたこの10年間と同じように落ちこぼれが出てきちゃうし、そこはやはり森林組合は良い組合というかきちんとした事業体、きちんとしてない事業体というのは、やはり本当にイコールフィッティングで民間と一緒に同列に政策的にバックアップしていく、駄目なところは駄目だということで底上げしないように、そういう形が本当のイコールフィッティングかと。私は30年林業現場にいます。中山間地域を見ています。やはり役場や農協でしか雇用されている人間がいないような地域はやはり衰退するんです。自分たちで企業を起こしたり、自分たちで仕事ができたり、自分たちが何か成果が上がることがそこにあれば活性化します。そういう意味でもそこら辺を注意深くきちんと政策的に考えていただきたいと思います。

○岡田会長 ありがとうございました。

ご意見をいただいたということでよろしいですね。それと先ほどの白書の記述、お手元に資料がありますか。今の件は90ページに実は大変書き込んでいます。民間事業体の育成が大

事なんだと、89ページがこの事業体の育成が課題という小項目を起こして、ここできちんと実は書き込んでいるということは、それなりの覚悟を示していますので、ぜひ今のような角度で注視していただいて、応援をいただくと。

○合原委員 私どもはいろいろな施策が現場で自分たちがどうやっていくのかというので、例えば県の方に説明会を開いていただいたりして、そのときも森林組合と民間事業体と別のフィールドであるんです。だから、やはり書き込んでいただいている覚悟というか気持ちは非常にわかるんですが、実際現場でやられていることは、本当にそうなのかということを私は施策として徹底していただきたい。

○岡田会長 ありがとうございました。

そのほかはいかがでしょうか。

上安平委員。

○上安平委員 林業構造の展望についてのところなんですけれども、収支改善モデルというのをさまざまな主体ごとに出されて計算されております。このモデルの計算はとても大変だたと思いますけれども、ここにこの計算を出すためには幾つかの前提条件があって、先ほども触れられましたけれども丸太の価格とか、機械の効率的、いろいろな前提条件がありますが、この震災でこの前提条件が大きく変わるということは果たしてないのでしょうか。日本の経済状況は相当大きな変化が生じるだろうと思いますので、その辺の勘案は、基本的に変わることはないと見通しのもとにつくられたのでしょうか。

○松原経営課長 これにつきましては、実は10年後の姿を見通しているところでございます。私どもとしては、日本経済はそんなに脆弱ではないと思っております。10年後には必ず復旧・復興して、林業の分野におきましてはこういった姿が実現されるものだと考えております。

○上安平委員 今度の災害の復興までには恐らく10年かかるかもしれないというのがございまして、そういうことも例えば人件費などに大きく影響するような気がしているのですが。

○松原経営課長 恐らく短期的には前提条件の変化というのはあり得ると思います。もちろんそういった復旧・復興の段階でもろもろの変化があり得るというふうには考えられますけれども、10年後の姿を見通したときに、我々としてあまり弱い数字になると考えておりませんで、10年後にはある意味で平常な姿に戻るべく、我々も努力していくなければいけませんし、恐らく国民全体一丸となってやるべき事項だというふうには思っておりますので、ここではあえて10年後ということで、平常ベースということで考えさせていただいております。

○岡田会長 多分、議題1の布石だと思いますので、後ほどまたお願ひいたします。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 今のモデル計算でされたというのは、大変意欲的だと思うんですが、ただ一方でちょっと心配がございまして、これはこういうふうに計算できるということは、国有林についても同様に計算ができるということになろうかと思います。そうすると国有林は意欲と能力を有します。それから、規模が大きいです。その有利な条件がたくさんあるわけです。その上で、この計算をしたときにどうなるかと言うと、なかなかこうはいかないと思います。それは、国有林はやはり自然保護を抱えているとか、遠いところにあるとか、急峻なところにあるとか、不利な条件をたくさん抱えているということになろうかと思います。

そうしますと民有林でもそういう不利な条件を抱えているところはたくさんあるわけとして、この計算でこのままいこうかというふうになるかというところが、この表だけを見ると大変よくできていると思うし、これでというのは大きな間違いはないとは思うんですけども、今、申しましたようなこと、それからもう1つは、この計算の中に自然災害が入っていない。例えば、100年に1度、大きな台風が来ると風倒木が起きます。100年と言わないでも80年の伐期を考えたら平均的には1回やられるということです。それは自然災害だから、これはもう経営とは違って保険でやるのか、治山事業で国費でやるのかという、それだから入ってないというのだったらそれはわかるんですけども、そういういろいろなディスタンスが林業にはあって、これが林業の自然を相手にした難しいところであるし、苦しいところだというような側面がこの計算から落ちているというところが、一方でちょっと気になるところを2点、申しました。

○岡田会長 ありがとうございました。

○松原経営課長 鈴木委員の1点目の件につきましては、これはある意味で私ども認識しますモデルでございます。地域の実情ということは当然ございますで、その中でいろいろこういったものを参考にして、自らの地域はどうであるかということに取り組んでいただければというふうに思っております。

あと自然災害の件につきましては、森林・林業基本法の中にもこういった森林の自然災害についてはきちんと措置すべきという条文が入っております。それに続きまして、我々としても森林国営保険等いろいろな施策を講じているところでございますので、そういったものによって、あるいは治山事業によってリカバリーされるということが別途行われるものと考えておりますので、ここではあくまでもそういったものがリカバリーされた後の姿として考えられるものだというふうに整理しております。

○古久保国有林野部長 国有林の話が出ましたので、これについてはまた部会のほうでご議論いただくということでございますけれども、国有林野事業の将来を見通すことにあたっても森林業再生プランでの目標としている生産性の向上ですとか、そういったものは共通の前提として実現に努力しながら見通していくということになっていこうかと思います。

また、さらに国有林については委員ご指摘のように、その収支だけではないいろいろな仕事がありますので、そういったものも含めて議論していただくことになると思っております。

○岡田会長 それでは、ちょっと先を急ぐようで恐縮ですが、5番目の全国森林計画の変更についてもご説明をさせていただいて、ご意見をいただきたいと思います。

この段階でどうしても先ほどの（4）のところに戻りたい、それも結構でございますが、まずは（5）の説明をさせてください。お願ひいたします。

○本郷計画課長 計画課長でございます。

お手元の6と書いてある全国森林計画の変更についてという資料でございます。

この全国森林計画はそこに書いてございますけれども、「森林・林業基本計画」に則してつくられるというものでございます。

具体的には、広域流域ごとの伐採量の計画量を示すということ。それから、基本的指針というようなものを示すということで、地域森林計画、市町村森林整備計画の規範という位置づけになろうかと思っております。それでこの現行計画、15年の計画で、これを改定するというわけではなくて、5年ごとにという改訂のまだ途中でございますので、変更したいということでございます。

変更の内容は、森林・林業再生プランにも基づいて施策の取りまとめとか、基本計画に基づいて計画量等の見直しというようなものもございます。こういうものを反映させていきたいということでございますので、基本計画の前回に粗々をご説明させていただいたことを踏まえて、全国森林計画ではこんなことがポイントになるということを2ページ目に書いてございます。

1点目は、基本計画と重複を排除するということで、ビジョンみたいな部分は基本計画、それからルールとかガイドラインという規範的な部分をこの全国森林計画というふうな役割分担を明確にしようということでございます。

後ろに現行の全国森林計画が書いてございますけれども、例えばこの5ページ目をちょっとご覧になっていただきたいと思います。

第1表と書いてあるこの部分が全国森林計画のビジョンだとか、そういうところと非常に重

複しているということもあります、こういう部分をきちんと整理して役割分担をはっきりさせたいということでございます。2ページ目に戻っていただきまして、ルール、ガイドラインとしての内容ということで、伐採、造林、これから資源が充実して伐採、間伐だけではなく主伐も含めて、あるいは主伐した後の造林も含めて重要になってきますので、その辺の基準を充実させていきたいということでございます。

また、路網の整備ということが非常に重要だということで、林業専用道等の開設の考え方を明確化していきたいということでございます。

それから、先ほどありましたけれども、森林の保護ということがこれから重要になっていくということで、病虫害対策や野生鳥獣対策について今まで森林の整備の中に埋め込められていましたけれども、新たに項目を起こしたいということでございます。

それから、計画事項の大括り化ということで、先ほどの現行の全国森林計画、ちょっと2枚めくっていただくと、目次が出てきますけれども、8つの項目に分かれているんですが、この8つの項目の関係性が非常にある意味ではわかりにくいということですので、森林の整備に関する部分、IからVという感じになると思いますけれども、それから森林の保全に関する部分、VIからVIIという部分、それからVIIIの森林の保健機能の増進に関する事項ということで、大きく3つに括って、この記載内容の関係性をその事項の中でわかりやすくしていきたいと思っていきます。

間伐については、これまで立木材積ということで、計画事項となっているわけでございますけれども、やはり面積というものが地球温暖化対策の場合にも指標として重要視している部分もあったりしますので、面積を参考値として記載するというようなことをしたいと思っております。

それから、前回もちょっとご議論がありましたけれども、3機能区分という、これは「森林・林業基本計画」で整理されると思いますけれども、今、それに従った全国森林計画になっておりますこの部分を前回説明いたしましたように8つ機能というものを想定する中で地域森林計画、市町村計画でゾーニング等が円滑にできるような規範となる、あまり書き過ぎるとまたお叱りをいただく部分なんですけれども、前回もある程度見せないといけないというお話がございました。そういう形で書き込んでいきたいというふうに思っております。

それから、「森林・林業基本計画」で次回計画量というか、数値目標というようなものをお説明させていただきますけれども、それを踏まえて15年間の計画量、目標数値というものを出していくたいと思っております。

「森林・林業基本計画」と全国森林計画の関係性について、先ほどのビジョンと規範の部分で役割分担をするということがより明確になるように、この「森林・林業基本計画」と全国森林計画というものを合冊するというのが基本政策の検討委員会でも議論されましたので、合冊をつくりたいと考えておりますとともに、「森林・林業基本計画」が5年ごとに改定されるということを踏まえて、全国森林計画においても5年分の計画量、15年間だけではなくて、5年分の計画量というものを参考値として示すような見直しをしたいということでございます。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

主に資料の6でございますが、ご説明をいただきました。「森林・林業基本計画」と全国森林計画との関係、その整理の中から今回提案をするであろう全国森林計画の内容の主要な変更点、これのご説明でございました。

ご意見、あるいはご質問はありますでしょうか。

○鈴木委員 大きな理念について議論するのがこの会の趣旨かと思うけれども、ちょっとテクニカルなところで恐縮なんですが、例えば都道府県や市町村の計画を立てようとするときに、今のこの資料の2ページ目のところのご説明の中で、面積で議論するところと材積で議論するところがあります。従来の主伐で木材を出すだけだったら、換算係数というのは樹種ごとぐらいに決めておけばいいわけですけれども、間伐でも素材を出すというようなことになると、幾つかの係数があって組み合わさって材積が面積になるとかいうようなあたりがあるかと思います。そのあたり二酸化炭素のほうの話とこの森林管理の話がどうせつながっていかなければいけないとすると、そのあたりの説明というか、それがないと例えば個別の下位の計画を立てようとするときに、いろいろ問題が起きないかどうかということで、十分お考えのことかとは思いますけれどもお尋ねします。

○岡田会長 お願ひいたします。

○本郷計画課長 面積当たりということですけれども、基本的には齢級構成からあとは成長曲線等から間伐の通常のモデルに従って間伐をした場合にどれくらいの伐採がされるかというようなものを想定しております。ですから、かなり一律的になってしまふ可能性がありますけれども、実際に現場で間伐する際にこういうふうにされる部分というのもきちんと記載して、そのところは下で使いやすいようなものにしていきたいと考えているところでございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

加賀谷さん。

○加賀谷委員 ちょっと4、5に逆戻りしてしまうんですけれども、先ほどの上安平委員、鈴木委員のお話にもつながる話だと思うんですけれども、この森林林業再生プランをここまで具体的に読み込んで実行するということが非常に新しいですし、素晴らしいですけれども、であればなおさら、これが10年後に実現しているかどうかというのは、もう1つ、P D C Aで回すという話があったと思うんですが、Planはできた、Doはもうやるだけだと。CheckとActionというのをどういうタイミングでどういうふうにするかということで初めて見直しが図られると思うんです。

多分、誰もこの10年、この数字がすんなりいくと思っていないと思うんですけれども、その見直しがあって、問題点が解決して初めて数字が実現すると思うので、必ずしも構成案とかに盛り込むのがいいかどうかわからないんですが、CheckとActionの約束事をどこかでしておくべきではないかと思います。

○池田技術開発推進室長 基本計画の中におきましては、第4の、5の資料の3ページになりますけれども、国民視点に立った政策決定プロセスの実現という（2）の中で、そういった政策の工程管理と評価の考え方をうたい込みたいと思っています。

また、基本政策検討委員会を議論した中で、個別具体的な例えは路網整備検討委員会とか、そういう4つの事業と関わる委員会については、そのまま設置しております、各年度の実施状況を見ながら、そういう取組状況を踏まえた施策の見直し等を今後とも続けていく予定にしております。

○岡田会長 ありがとうございました。

○金井委員 5番に戻りまして、「森林・林業基本計画」の構成案のところなんですが、第3の森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずるべき施策のところに、森林を支える山村の活性化という項目があるんですが、ここは非常にこれから時代に重要なと思っておりまして、実は、平成17年に内閣府が農山村に興味があるかという調査をした時点で、30%の若者たちが農山村に大変興味を持っているとの結果が出たことがあります、私どもも18年前から農山村に若者たちをつなぐ事業をやっていまして、農山村に興味を持つ若者たちを地域活性化を目指す自治体に1年間派遣する事業をやってまいりました。

今まで、520人、4割近くが残っております、その中でも山の仕事をしている若者たちもたくさんおります。今、残る経緯というか、人の暮らし、お年寄りの中からたくさん山で暮らす、農山村で暮らす知恵を学んで、こういう大人になりたいとか、こういう生き方を学んでいきたいということで、人として魅力をもってそこに住むという結果としてそういう若者たちが

増えているんです。

将来、森と人と暮らしの循環をベースにしながら、その中に集落が生き残れるような森づくりのあり方を考える必要がこれから非常に重要になってくるのではないかなと思っております。そのためには、もう少し過去の森の検証と言いますか、どういう森づくりをこれからするべきか、過去のどの時代のあたりをモデルにしていくかということも踏まえて考えいけたらみんな一人一人がもっと森に関心を持った暮らしとつながった意識を持っていけるのではないかなと感想ですが、思っております。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

大変重要なご指摘だと、私も田舎にいるものですから思います。

それでは、ちょっと急ぐようで恐縮ですが、1番目の議題に戻させていただきます。

震災の件でございます。

まず、初めに事務局から少しこまでのところをご説明していただきたいと思います。その上で、皆さんからご要望なり、ご意見をたくさん用意されているかと思いますので、多くのご意見をいただきたいと思っています。

○三浦林政課長 それではお手元の右上に1番と振った平成23年東北地方太平洋沖地震の林野関係被害と対応という資料でご説明いたします。

まず、1番の被害の状況でございますが、これはあくまで現時点、正確には27日日曜日17時現在ということでございますが、山火事が4カ所発生して、これは全て鎮火しておりますけれども、このほかに林地荒廃、治山施設、林道、木材加工・流通施設、特用林産施設等々、あわせて今時点で172億円の被害が出ております。こういった被害の調査に関しましては、この1ページの下段にありますように、まず被災当初は道路等が寸断されておりまして、なかなか現地に行けませんので、まずヘリで上空から概要の調査をしているところでございます。その後、被災県のほうの受入状況も考慮いたしまして、可能なところから担当官を現地に派遣し、被害状況の把握に努めているところでございます。

ちょっとその内容につきましては、4ページをお開けいただければと思います。

これは地震の被害を県別、施設別の内訳の表にしたものでございます。一番右の下側に被害個所数1,029カ所、被害額が172億円余ということになってございますが、この合計の欄の金額を見ていただきますと、一番多いのが茨城県で42億円、ついで岩手県で32億円となっておりますけれども、ご案内のとおりさまざまな事業で現地に入って調査ができないという状況でござ

います。今後、調査が進むにつれまして、これらの被害額、今は少ないところでありましても増加していくものと考えております。

また、現地への調査等につきましては、次の5ページのほうに、それぞれどんなところを調査したのかということを整理しておりますので後でご覧いただければと思います。

それでは、2ページに戻っていただきまして、こういった事態に対応して、林野庁でとった措置でございます。

まず、当座の話として、燃料・食料等の関係でございます。まず、林野庁の所管として木炭、練炭等の燃料がございまして、これは北のほうの被災地ということもありまして、地震が発生した当日に関係団体に木炭、コンロ等の供給について要請をいたしました。ただ、当初はどうしても人命救助、あるいは食料、水といった物資のほうが優先ということもあります、なかなか現地のほうからの要請が来なかつた状況もございますが、少しづつ物流が回復するにつれまして、各県から要請が来ておりまして、今、逐次、もう既に供給したものもございますし、またこれから要請があれば、いくらか供給できるように準備しているところでございます。また、この①の一番最後にありますように、国有林のほうからも薪ストーブなどの提供も行っております。

また、食料のほうは、どちらかと言うと農林水産省全体として、いろいろなおにぎり、パン、そういうものを調達して届けるということをやっておりますが、いかんせん道路等がやられておりますので、その現地の各地から届いた物資を避難所へ届けるというところの輸送の確保にかなり困難を來していたという状況がございます。こういうこともあります、現地での車両不足に対応いたしまして、森林管理局等でその保有している車両を使いまして、逐次食料の輸送等のお手伝い、さらにはその下にありますブルーシートとか、さまざまな支援物資も各市町村なり県の災害対策本部のほうにお届けしているところでございます。

次の(2)が、これがいわゆる林業行政のほうにもかかわってまいりますけれども、今後復興に向けまして仮設住宅、そういうものが必要になってまいります。そのときに木材は当然大事な住宅資材でございますので、こういったものの需要に対して、どういうふうに対応するかというのが課題でございます。

当座必要となる仮設住宅でございますけれども、これはまずどこに建てるかという問題が出てまいりますので、仮設住宅用地等として活用可能な国有林野につきましては、これは地図の上に電気、水道等のインフラがどこまで整備されているかというのもわかるようにして、各県なり国交省のほうに情報を提供しております。

また、仮設住宅を建てる際、杭丸太がまず必要になりますので、これも既に国有林からの供給を決定しているところでございます。

さらに、仮設住宅さらにはその後の復興住宅を含めてということになろうかと思いますけれども、林業・木材関係団体を対象に被害状況の把握と災害復旧木材の安定供給、それから価格安定等を議題として連絡会議を15日に開催したところでございます。

また、住宅をつくるに当たりましては、とかく木材が取り上げられますけれども、それ以外にも断熱材とかガラスとかキッチンとかいろいろなものが必要になります。住宅関連資材の調達等に関する関係省庁、林野庁のほかに経産省、国土交通省による対策会議を開催いたしまして、こういった資材の適切な確保の協力を求めるという観点から、次の3ページですけれども、これはちょっと環境省も入りまして、関係団体に文書で通知を出したりしております。

また、合板の関係は、特に今回の災害で被災しているということもありまして、そういう関係での需給の情報交換を図るとか、あるいはその実際の住宅関連資材の需給状況が今どうなっているのかを緊急に調査するというのをこれも3省連携でやっているところでございます。また、日本合板商業組合の会議に出席をして、また改めて適切な需給に対する協力をお願いしたり、あるいは全国森林組合連合会、全国素材生産協同連合会、川上の供給サイドに対しましても川下の需要に応えて、材をきちんと出せるように安定供給の推進について要請をしたということでございます。

(3) その他といたしまして、これは材の供給以外にもいろいろと現地でできることはできるだけ協力しようということで、宿舎を開放して避難者の方に提供するとか、あるいは市町村に対して衛星携帯電話を貸与するとか、自衛隊に対して不通となった県道の迂回路として国有林道を活用していただくとか、瓦れきの一時置き場として使用可能な土地のリスト、そういうものを関係県とかに提供するというようなことで進めているところでございます。

また、この辺の内容につきましては、9ページ以降に写真などもつけておりますので、後でご覧いただければと思います。

また、林野庁のホームページでもこういった取組については逐次更新しておりますので、関係者の方に利用していただければと思っております。

私からは以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

○皆川林野庁長官 今の説明で全体を網羅した説明になっておりますが、若干補足させていただきますと、1つとしてやはり森林自体が今回の震災でどうだったかという観点といわゆる住

宅がどうだったかというのは、大きく言いますと2つの点で、私どもとしては、まず森林の被害ということについては、当座見ますとそう大きな被害は森林に関してはなかったと思います。ただこれは融雪の時期を経てどうなっていくかということは経過観察をしていかなければいかんと。ちょっとしたひび割れがあったところでも、融雪で崩れが出てくるということが十分に想定されますので、そういったことがだんだんに明らかになってくるということで、これは警戒を怠らずに見ていかなければいかんということだと思います。

それから、森林という意味では、もう1つ、実は海岸の防潮林が相当広範囲にやられております。これがどの程度、海岸の防潮林がどういった津波の圧力に対してどういう状況で一部耐えたのか、耐えられなかつたのか。また、荒廃地に対して、どういった防災効果を発揮しえたのかしえなかつたのかということについては、やはり森林のこれから整備を図っていくという意味でのしっかりした調査がいるんだろうというふうに思っております。そういったことをこれから進めていかなければいかんということが、森林という観点ではあると思います。

それから、住宅という観点で言いますと、まさに住宅資材の供給ということがまず求められるわけで、これが非常に急がれます。今、言われておりますのは3県で当座の需要見積もりとして、3万数千戸の仮設住宅を2カ月ぐらいで建てるんだということになっております。この仮設住宅の戸数自体もまだよくわかりません。これから被災民がどういう形で住まわれるのかということについてですので、阪神大震災のときには4万8,000戸の仮設住宅を約半年間で建てております。そういう形になりますので、これについての様子をよくよく関係省庁と連携しながら、それに不足する資材がないように目配りをしていかなければいかんということだと思います。

当座としては、やはり杭丸太が要ります。これがないと仮設住宅は建ちませんので、それに加えて、合板等々の供給が要ります。要するに床の部分については12mmの合板でやるというのが通常の仕様でございますので、これがなくてはいけないということでありまして、これをちゃんとつくらなければいかんということあります。

あとで井上委員のほうからもお話があろうかと思いますけれども、合板の製造の2割から3割にわたるぐらいの製造能力の部分が被災しております。ただ、一方で合板自体は18年、19年ぐらいからしますと相当減産していたということで、能力はかなりあるというふうに私ども思っておりますし、そういう能力をフル稼働していただければいわゆる資材の供給ということには不足を来さないのではないかと思っておりまして、それに向けて、合板の原木をどう安定供給していくかということが大きな課題なのかなというふうに思っております。これに向けて

当然民有林、国有林問わずそういういた供給体制を組んでいくということが大きな課題なのかなと思っております。

それから、住宅という意味では、もう一つ、今回の被災において、地震等がどういう影響を住宅等に与えたのかということについてもやはりこれは津波の被災が後にありましたので、状況がどれだけわかるということがあります、そういったものについて、これは国土交通省のほうと連携しながらどういった形で今回住宅が被災したのか。それに対してどういった観点で我々が対処すべきかということも考えていかなければいかんということで、森林、住宅というような面、両面で私どもとしては今後、しっかりととした対応が求められているのかなというふうに思っているところでございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、皆さんからご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

横山委員、お願いします。

○横山委員 横山です。今回の大災害でいろいろな支障を来している方々が大勢出たり、行方不明や亡くなつた方に本当にお気の毒に思っております。

今、人の社会への災害として大変困った状況だと思うんですけども、せっかくご議論するのであれば、やはりいろいろな方面から林野庁としてもこの災害というか出来事ということをどういうふうに今後プラスに使っていくかという、そういうこともあわせて考えていただきたくて、今、私が申し上げたいのは、今回災害によって消失した海岸林とか多くは防潮のための保安林になっているものが多いということは、いろいろな衛星写真などで見ておりますけれども、この取扱いというものを単なる復旧で終わらせていいのかという点です。もちろん復旧したり、あるいはこれまで以上の効果が発揮できる幅を持たせなくてはいけないこともあると思いますけれども、一方で、今後の災害の対策というのも津波のようなものを防ぐのではなくて、逃げるとか、襲われないというまち自体の移転ということもあり得ると思います。

海辺については地盤沈下もかなり進んだという、そういう地形の変化が伴っている出来事なので、人の土地利用変更も恐らくあるであろうと私は思っております。人の土地利用の変更にあわせたり、あるいはそれを災害論の中から林野庁としてある種誘導していくようなことというのもあるのではないかと私は思っていて、つまりこれからのまちづくりや海と海辺の森林と人との位置関係というのがどういうふうにあるのが最も安全で、安心で、場合によってはもう一度リセットされてしまうかもわかりませんけれども、人命だけは失われないという、そういう住み方になるかというようなことをちょっと考える機会にしていただけないかなと。

どこをどういう植生に、つまり災害によって全く流出してしまった海岸林のこれからなんですかけれどもどこをどういう植生に誘導していくかということについてのゾーニング、計画をこの機会につくり直していただけないかということです。

今回の地震やその結果というのは、普通の出来事では全くなくて、生き物、自然界のほうの都合で考えていくと、津波で地形までが変わり、人工構造物もリセットされ、海岸の生物群集が再生するというか、海岸本来が持っている力が及んで再生のスペースが生まれ直したという、そういう自然界が大変化のための大きな出来事でもあるんです。したがって、人にとっては大変な迷惑でしたが、自然がそうやって再生していく機会というのが巡り巡ってきたというふうに考えると、多様性条約の愛知目標をこういうひどい状況が生み出された復興のための機会に何とかスペースを得るとか、つまり生物の損失速度を半減させたり、あるいは沿岸域の10%を保護地域にしていくというようなことをこの機会に折り込む最大のチャンスなのではないかと思っています。

林野庁としても生物多様性のための利用の推進方策をつくられていますけれども、さまざまな植生タイプを存在させるということや森林を生体系ネットワークの根幹としてある機能になわせるとか、そういうことをうたっているので、そういうことを今回の災いの機会をむしろ前向きに使って、今後についてはプラスに働かせていくというか、大災害ではあるのであまりにもマイナスは大きいんですけれども、それをリカバリーしていく中で、少しでもプラスをつくりていくという、そういう姿勢をとっていただきたいなというのが私の意見です。

ちょっと長くなつて、よく何を言っているのか意味がわからないところもあるかもしれません、そういうゾーニングや計画をつくり直す機会にしていただきたいという、そういうご意見をのべさせていただきたいと思います。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございました。

そのほかはいかがでしょうか。

○鮫島委員 多分、緊急でやらなければいけないことがあると思うんですね。あと1年ぐらいでやること、それから5年でやること、10年、これをきちんとまず仕分けをして、優先順位をつけて、1つ1つやって行くしかないんじゃないかなと思います。やはり人にとってまず大事なことは、衣食住なんです。とにかくこれだけの人が亡くなられて、これだけの人が災害を受けているんだから、まず応急手当をまず全面的にやるということではないかと思います。それをやりつつ、やはり次のプランをきっちり練っていく。その順番ではないかと私は思います。

○岡田会長 実は、私は被災県に住んでおりまして、被災地に2度ほど行ってきました。もっと通いたかったんですが、ガソリンを入れるだけでも小さな車に満タンにするのに都合12時間待ちました。そして、やっと往復300ちょっとぐらいの距離です。満タンにしませんとやはり出かけられませんので、それから車があっちこっち寸断されてたりいろいろなことがあるものですから、待たされることが多くて、それを考えると、これでもやっと2回ほど現地に行つてきました。

想像を絶する風景です。長官からは急いでとにかく仮設住宅3万数千戸と言っていましたが、今日の新聞報道では大体5万数千戸必要になっているだろうということで、被災民というか避難をしている箇所数だけでも大変な箇所数です。それが全部同じ空間で住まいをしなければいけません。もう今日28、29ですから、11日のことですからね。全く変わってないんですね。道が開いただけです。なぜ変わらないかと言うと依然として行方不明者がいますから、瓦れきを簡単にいじることができません。そんな状況で、なお大変過酷な状況が続いています。避難をした人たちが2週間、3週間そういう空間で、そして食べるるものもない、連絡も、もちろん水もありませんし、電気も来ませんし、電話も通じませんから、情報が入ってきません。そういう中で、ただただ待っているという状況です。どんどん物資は入るようになっていますが、これもバランスがよくありませんし、欲しいものが届かない。同じものばかりが、ですからパンだったらパンしかない。カップラーメンならカップラーメンしか届かないとか。そういう状況で、我が国でこういうことが起こるのかと疑いたくなる、そういう状況が依然として続いているです。

黙っていますと、やはりその災害よりはその後の亡くなる方も大変多いというふうに出てきますが、そういう状況が刻々と起こっています。そういう意味で、できるだけ早く林野サイドでできることとしては、まさにこの仮設住宅を建てていくということが当面の対策としては急がれるんではないかというふうに思っています。

ところが、プレハブ協会が発注します住宅はわずか5センチぐらいの断熱がそれなりに入っているんですけども、依然として雪が降っていますので、寒くてとてもではありません。やはり木造でということが急がれると思います。

陸前高田と大船渡の小さな峠を越えた、高田からはまっすぐ行けます、峠なしで。住田町は急いで100戸、木造住宅を今自前で国の制度とかに乗っからないで建てようということで、一生懸命建て始めています。それは県が国に申し出て、プレハブ協会に受け入れられないと仮設住宅という制度に乗つかれないそうです。こんなことを依然としてやっているんです。しかし、

ものすごい箇所数で避難をしていて、そこがそういう仮設住宅に移れば移った人はもちろんですけれども、移っていただいて空間があくことで随分そこに避難した人は、やはり少しあい条件のところを取り戻せる。これをやはり急いでやるべきだと私は強く感じてきています。

そうしますと、部材を、杭を提供する、あるいはこういう管柱を出せよと言って、それを出しているよりは、やはり森林セクターが戸建ちの木造住宅、木造仮設の住宅をボンボンつくつていけるんだという、そういう実力を今こそきちんと見せていいって、やはり死ななくて済む人をきちんと、少しでも条件のいいところへと、これを仕組みとしてつくっていただきたいなというふうに思います。

多分、そのためには国交省、住宅局、あるいはプレハブ協会から農水が例えばそのうちの1割程度の戸数はこっちに任せてくれというようなことで、きちんと申し入れをして、それがやはり仮設住宅として認められていくというような、こういう仕組みを急いでつくってほしいなというふうに私は被災県の一人として強く思っています。

そこで、全国からも木造住宅に関連した人、いろいろな声をあげてくれています。彼らが一番言っているのは、要するに仮設住宅の幾つかの家族に応じたタイプがあるだろうと。そのタイプの仕様書をどこかで決めてくれれば、材をどんどん送りたいということを言ってくれています。そんなところをぜひとも早く仕組んでいただければありがたいなというのが1つです。

それから、2つ目は実はもう2週間、3週間になってきますと、同じ避難所に大変な年齢差と条件の違う人たちが全部いるわけです。私どもの年齢のぐらいの人もずっと何も情報がありませんし、ただただ与えられる食べ物を食べて、そして時を過ごしているという状況なんです。そうではなくて、森林・林業というのはやはり体を動かしてもらえるそういうチャンスだと思います。

実は、財布ごと全部ないですから、ガソリンを入れるにもどこかに電話をかけたいにしてもやはりお金が必要なんです。そういうお金待っている状況ではなくて、仕事をつくってもらってお金を具体的に与えてもらえると随分とやはり気持ちが前向きになってくるのではないかと思っています。森林・林業はその仕事を実は提供できる唯一の、こういう状況下で、機会ではないかなというふうに思っていますので、できるだけ早く事業を前倒し、作業を前倒しで、一緒になってやりませんか、とか。あるいは少し整理がついたところは、瓦れきを整理する。そこを例えば産業廃棄物みたいな格好ではなくて、違う形でそこを整備することでお金がきちんと回っていくとか。そんなことの仕組みをやはり急いでつくっていただきたいなと思っています。

私の立場であまり言わなくてもいいのかもしれません、そういう中で、ここ2週間暮らしてきましたから、林業セクターが今こそ、ここまでやってくれる、ここまでできるんだというその実力というか、内容は持っていると思いますので、仕組みとやはり縦割りを打破して、自分たちでやれるところをしっかりと見せていくし、地域をむしろそこに連れていくってもらえる。要するに県の人たちも手が出ないというか、何をやっていいかわからないという状況でいますので、少しご指導いただければと思います。

○皆川林野庁長官 今、会長からご指摘いただいた点で若干私どもなりの取組の一端をちょっとご紹介させていただきたいんですが、住宅の問題、特に仮設住宅の問題がすごく大きな課題だというのは我々も同じ認識であって、それが今回の場合は各省が、あの部分はこちらのセクターで、こちらは関係ないよという言い方ではなくて、極力相当のオーダーの仮設住宅をとにかく急いで建てなければいかんということに対して、できることをいろいろ提案していくことになっています。

そういった意味で住田町の取組についてのご紹介があったんですが、我々も実は住田町に伺いまして、その住宅がどういうものでどのぐらいが建つのかということも調べさせていただいている。そういった仮設住宅ですから、ある程度のオーダーで、1戸、1戸で建てていては駄目なので、ある程度のところに何十戸とか100戸ぐらいのオーダーで建てなければいかんということなので、それがそういった単位で統一仕様で建つのかということについて、可能であればそういったものは当然、別にプレハブ協会が認めなければいかんというスキームではなくて、そういったことが当然、県なり市町村が発注するということになりますので、その発注先のこういったある程度の単位であればオッケーするということのスキームはありますので、それに乗せられるように我々もしていかなければいかんと思っています。

そういう意味で、各地域からある程度の単位で、単価もありますので、1棟500万とかじや建ちませんので、今、側だけで言いますと250万ぐらいのものに、30平米でそのぐらいの金額ということなんですけれども、それで供給いただけるようなものであれば、我々としてはどんどんそういう県のほうにつないで、そういったスキームに乗り得るようには努力させていただきたいと思っています。旧来の形というよりはできることはどんどんやっていくという形で対応していきたいなと思っています。

ただ、今、実は用地だとかいうところでも非常に困っておられるところがあるので、先ほど林政課長からもご報告しましたけれども、我々の用地で使えるところ、また木材業界で用地があるところはどんどんリストに登載してもらって、用地の斡旋といいますか、そういったこと

にも手を染めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、被災の状況だとかで、今の避難所の状況というのも我々も実は現地に農林水産省の職員が相当はりついている人間がおりますので、そこからいろいろと情報は得ておりますて、至らざるところというのは当然あるわけですけれども、やはりだんだんに、2週間、3週間となりますと同じメニューのものをまた食べるのかということについて、ほとんど食欲もわかないということのお話も聞きますし、そういった面で何とか、これから課題としてはいわゆる煮炊きをやりながら、材料を送って、そこで煮炊きをしていただくという体制に、温かいものが食べられるという状況がいかにつくられるかということも大きな課題として認識しておりますて、我々も薪ストーブを数百機、岩手、宮城に持っています。そこで避難所の外で煮炊きをしていただく。その薪も供給するということも実はさせていただいております。

なかなか右から左に行かないところもあるんですけれども、被災者の方々の目線に立って、やっていこうということで、大臣以下そういった縦割り意識を廃止して、やれることは何でもやるということで取り組ませていただいているということでございますので、今日、いただきました働くところも含めてということについても大変にいいご指摘だと思いますので、我々も、多分避難の状況というのは短期に終息しない部分もかなりありますので、そうなりますと移つてある期間住んでいただくということにもなりますので、何もしないで移って住んでいただくということにはなかなかならないので、そういった意味では、農山村の部分で、新しく仕事の部分が出てくる部分がありますから、そういったことに仕事と住居というものを合わせてご提供できるような形のものも考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

○三浦林政課長 追加で、先ほどゾーニングの話とかありましたが、政府の中で検討している動きを2点紹介させていただきたいと思います。

1つは、やはりこれから土地利用をどうするかというのは、今まで住んでいた場合にもう一度住居を建てるのか、もうちょっと高いところに建てるのか。いろいろなお考えがあります。これは結局地元の方がどういうふうにするかとお考えになるのが一番だと思いますが、その考えたときに、それがまちづくりというか、ゾーニング、都市計画、農村計画、きちんとするためには、ちょっと今までの法律の仕組みを変えていく必要があるのではないかということで検討しております。

具体的には、まちの中では都市計画法というのがありますて、あとそれから農地法、農振法、それからあそこは自然公園法とかいろいろなものがありまして、例えば今まで住宅だったところは今度は逆に農地にしてもうちょっと高いところに住宅をしようとか、そういうときにいわ

ゆる大規模な区画整理とか土地改良、換地とかそういうことまでいろいろな法律があるんですけれども、今までまちの中での区画整理、それから農村地帯での区画整理をよくしていましたけれども、それをまちごと全体でどうできるかというのは、今、検討しております。

ただ、農林水産省としては、最近よく、今回ダイナミックにいろいろ変えようという話を上から進めるのではなくて、地域でどういうことを考えておられるかというのが前提になって、国の側はそのための制度をきちんとつくって行くということだと思っております。

先ほどお話にあった海岸林なんかも海岸林をきちんとするということになりますと、その分、ほかの土地利用に影響する場面がありますので、これはその地域全体を見て、これからどうしようかというお考えをいただき、またそれに国の制度が合うようにしていくというのを今検討しております。

今、ご説明した中でも農林水産省だけができる話ではございませんので、国土交通省とか関係省庁とこれから協議をして、仕組みを変えていこうと思っています。

もう1点、雇用の話では、仮設住宅がこれからたくさんつくらなければいけないというのがあるんですが、もう1つ、全国の農山漁村の方々がとりあえず一定の期間受け入れて、被災者の方を受け入れるという声があがっておられます。それは被災者の方も、先ほど長官が申し上げたように、多分農林水産省の職員が一番被災の市町村に入っていると思って、大体が食事を配ったり、そういう市役所の職員のお手伝いをしているんですが、そういう職員から直接聞く声では、2通り、できるだけ被災地の近くで過ごしたい。一方、しばらくはちょっと離れて、仕事があればそういうことをしたいという方々もいらっしゃいます。全国で話を聞いてみると、実は先週、アンケートをとって、明日また関係の方にお話を聞こうと思っているんですが、全国の農山漁村でどれだけ被災者の方を受け入れられるかという今アンケートをとって、また明日その関係の会議をすることになっていますが、一時的にでもそういうご希望がある方にはそういう余地をつくるというのも進めたいと思っています。

森林・林業関係団体の方もこういうことができるというのは、いろいろな実用、こういうことは手助けができるというのをいただいているので、そういうことも進めていかなければというふうに思っています。

いずれにしても、これから復興に向けての対応というのは、国も初めてのことでの、いろいろ検討は始まっているんですが、どこをきちんと向いてやっていいのかというのはなかなか難しいところがあるので、こういうのはうちの林野庁とか現場のことと近い役所がちゃんと主導権をとって、全く新しいまちを、霞が関の目線でつくり直すのではなくて、霞が関は

いろいろなツールは用意しますが、地元の方がどういう地域にしたいかというのを活かせるようなことを検討していきたいということでございます。これは、林野庁だけではなくて、農林水産省全体で検討しているということのご紹介がありました。

以上です。

○岡田会長 どうぞ。

○藤野委員 いろいろご意見をお聞きして、どれもごもっともだと思っております。私は1級建築士、そして森林インストラクターという立場から、ぜひ復興は地域の木を用いた木造の美しいまちをつくるという目線をしっかりと被災された方々がどんなまちをどんなまちに住めるか、どんな家が持てるかという夢を持てるような姿をぜひ林野庁主導で描いていただきたいと思っています。

確かに、今すぐやらなければいけないこと、そして数年かけてやらなければいけないこと、数十年かかること。段階はいろいろありますけれども、被災された方々が、希望、夢、しっかり見ないといけないと思います。見れるものにしなければいけないんだと思っています。

被災地の中の越前高田は気仙大工の里です。非常に日本の中でも優秀な大工さんたちが揃っているところです。自分たちにできることがないかと言っています。また、今年の林業コンクールで全国農林水産大臣賞をとったのは南三陸町の山の会の皆さんです。

私には仲間がいて、復興は地域の木を用いた美しいまちをつくろうと話をしたときに、すぐそこの佐藤久一郎さんに連絡をとってくれた方がいました。復興のために俺の杉を出すと言ってくれました。つまりみんな新しいまちをちゃんとつくろうという夢を持って臨まないと、臨むことがこれから元気をつくることがすごく大事なんだと思います。よって上からの目線で、霞が関の目線でやることは確かに違うんですけども、今、被災地の状況を聞いていても、みんな県は、国はと言って頼っています。

そのときに夢のある案をしっかりと持って、それもこの公共建築物木造法を出している、ちゃんと日本の林業を復興させようと思っている。木造をもっとつくろうと思っている林野庁が主導でやっていただくのが私はぜひ必要だと思っています。

私の友達で仙台の東北大大学のキャンパスで被災した友人がいます。彼は東北大大学のキャンパスに去年の春に竣工した1,000平米の木造校舎の中でたまたま会議をしていました。キャンパスの中に木造校舎をつくろうと言ったのは、環境学科のその先生なんですね。東北大大学の演習林の木を使って、なるべく地域の手で、地域の設計者を使い、地域の乾燥場を使いということで、環境に負荷をかけない方法で木造の校舎を1つつくりました。それはすごく揺れたんだけ

れども、すぐに外に出れる、外に広場もあるんですが、中で耐えたそうです。木造の建物は揺れてしまつたけれども何ともなかつたと。ほかのコンクリートの建物は被害を及ぼしてロックアウトされて中に入れなかつたりしたんだけれども、自分たちはその木造のエコラボがあつたおかげで、そこで次の対策を立てられた。というメールを送つてくれました。

そして、彼はまた会長と同じで被災した北上川の河口に行って、見たこともない光景に唖然としているながらも、東北大のキャンパスは壊れたコンクリートは全部壊して、木造でつくり直そうと思うって言ってくれました。いろいろなハードルはあるでしょうけれども、木造が強いということを証明されたということだと思うんです。

ぜひ、新しいまちを東北の風土に合う美しい木造のまちにという夢を掲げて、目標を掲げて住んでいただきたいと私は提案します。

○島村委員 先ほど長官のほうから、1つの大きな使命は、木材をどういうふうに供給していくか。今からの需要にどう答えていくかというのが1つ、林野庁も含めて使命だと思います。

1つちょっとお聞きしたいのは、当座の木材の需要と今から土木の需要、土木建築ですね、それから永久住宅の需要とそういうのをまずどれくらいの規模の木材需要が必要になってくるかということが1点とそれとその数字次第なんですけれども、やはり林野の行政としても何か施策を変えていくべきではないかという点なんです。

例えば、今、戦後、造林して林齢構成がいびつになつた山が目の前にあるわけです。そうすると今、補助金をベースに間伐をやつたり、皆伐をやつたりしているわけですけれども、逆にその復興の予算が数十兆円と言われる中で、今、木材供給が求められているのであれば、そのお金を使って、ある意味では間伐の補助金、皆伐の補助金等を極端に言つたら倍増にでもして、木材供給をしていく。

それともう1つ、国内林業を生産量を増やしていくことによって、先ほど会長がおっしゃいました雇用の問題です。雇用が生まれてくる。そういうことでやはり、質問としてはどれぐらいの量が必要になっていくかということと、やはり林業施策として、そういうことを積極的に復興の資金を使いつながらやっていくべきではないかという2つの点でございます。

○皆川林野庁長官 まず、量的に仮設住宅1つとってみたときに、どの程度の木材量なのかということに関して言いますと、数万戸のオーダーであつても、それ自体はそう大きな、例えば今までの2割増しにしなければいかんというオーダーではないと理解しております。そういう意味では、当座の部分という面で言いますと、量的なオーダーはそう大きくはないと思います。

ただ、これが20万戸と言われている住宅が崩壊している。そういうものをどういったタ

ムでつくっていくかということを考えるということになりますと、それはそれなりの復興材の需要というのは、それ以外の土木的な部分の利用というのもも含めれば、相当程度だと思いますが、ただそれは森林・林業再生プランで50%の供給というのに向けて、木材供給を増加させていくという大きな流れの中に入っているのではないかなど、そういった意味では、そのエキストラの部分で、施策全体が変わるということではないのかなという意味で、先ほど冒頭でご質問があったときには、お答えを差し上げたということあります。

当然そういう意味で、森林・林業再生プランに応じた山側の施業集約化とか、安定供給体制を構築するということのために私どもは当然にいろいろな財政資金も要ると思っておりますから、その財政資金を復興材への安定供給という面もあるという形で、いろいろな意味で財政資金の確保という形の中で、我々として訴えかけていくということはあるんだと思います。そういう意味で、当然にいろいろな意味で、復興に必要な予算ということにも林業関係のいろいろな、これは当然山側だけではなくて、流通関係の施設についても大きく棄損しておりますから、そういったものを直していただく、またさらには設備を強化していただくということもそういった意味で、当然、森林・林業再生プランの具現化ということとあわせて、復興にも資するということで、我々としては対応していくということになるのではないかと。

通常の経常予算もありますし、復興に向けては多分今年だけでも一次補正、二次補正という形で、まずは復旧中心の予算が組まれ、その後は復興に向けての予算ということで、多分今年だけでも2段階、3段階の予算というものが必要になってくると思いますので、その中でも私どもとして、先につながる予算としてそれを要求していくということで対応させていただくのかなというふうに思っております。

○岡田会長 それでは、ただいま資料が配られたかと思いますが、井上委員。

○井上委員 ちょっと時間も過ぎているので、簡単に、日本合板工業組合連合会の会長をしております井上です。

11日に大船渡、宮古市、それから石巻市、日本の合板工業組合の生産量の約30%に占める企業、約6社なんですけれども、それとその6社のうちの1社に提供している単板工場が2社ほどありますので、これは組合員ではないんですけれども、被災をしまして、かなり壊滅的な打撃を受けている状況でございます。

皆様に大変ご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げますとともに、今後のご協力について、心からお願いを申し上げたいと思います。

長官もヘリコプターでいろいろ調査されたということで、私もできればそれに乗せてほしか

ったなというふうに思うわけでございますが、22日以降から、合板について長官のほうからいろいろと商業組合、森林組合のほうへもいろいろな指導をしていただいているので、本当にありがとうございます。

私もこの土日に石巻の私が社長をやっている会社ですけれども、メイン工場のほうに行きました。今のところまだまだ行方不明者が相当おりまして、うちの社員でもです。家族が亡くなった人も多くあります。遺体もまだ見つかっていない。それから、住宅も完全に全壊、半壊、あるいは流出という形になっていまして、自衛隊が本当に心強く泥沼の中に入りながら、棒で刺すような形で遺体を搜索しているような状況が現実の世界として、この土日になりました。

それから、私どもとしては、仮設住宅とかにも合板という資材が多く使われますので、その生産を一生懸命やっていこうということで、被災した企業についてはもうほぼ今現在では復興まで相当な時間を要するわけなので、現実的には生産はできないというふうに認識しまして、被災していない全国に散らばっている企業について、フル生産をかけようということになっております。

今は、大体月間800万枚ぐらい、12ミリ換算、1.2センチの厚さの合板ですけれども、800万枚ぐらいは生産余力がございますので、一生懸命つくっているところです。それについては、原木の安定供給ということが一番大事になりますので、まずは岩手県、宮城県、あるいは福島県の森林組合さんとかがお客様を全部失っているわけでございますので、これを残っている秋田とか岐阜県とか、そういうような企業のほうに振り分けていただくような物流費の支援があれば、全国でその合板がつくれるだろうというふうに思います。

これは民間企業の所有権になってしまって難しいところがあると思いますけれども、被災した企業がもう既に自分の所有権として土場に置いてあった丸太があるわけです。これから切る森林組合の木ではなくて、まさに既に原料として形を成している丸太がございますので、これをやはり被災してない企業のほうに輸送するような手段を助成も含めて、いろいろ考えていただくと1日、2日、あるいは1週間ぐらい早く製品にできるだろうというふうに考えています。

それから、津波で随分やられたんですけれども、繊維板とかそういうものは水に濡れると膨らんでいて、ちょっと使えないんですけども、合板は改めて水に強いということがよくわかりました。ヘドロがついている分はなかなか難しいんですけども、まだ水道が通っていないのであれなんですけれども、水道が通るとウォータープレッシャーができますので、そうするとヘドロも全部落とすと、普通に天日乾燥していると立派な板に戻るということで、これは接着

剤もアルカリ性フェノールを使っておりますので、耐久性の高い接着剤を使っている関係もありますので、これも被災した企業の製品在庫も今社員が、避難所から通っている社員なんですがけれども、一人一人手作業で選別しております。できるだけ地元でつくる仮設住宅にお使いいただけるように用意を昨日から始めております。

それとあと市場では、仮需とか買占め、売り惜しみとか、投機的なマネーも動いているんではないかというぐらい合板の場合は投機商品になる場合がありますので、日経新聞の発表だと940円ぐらいだった先々週の価格がもう既に1,050円ぐらいまで上っているような発表もありますし、そういう投機的なものについては、日合連としても商業組合、流通、商社に対して戒めるようにというような意思表示をしております。

この際だから、こんな状況だからということで、JASではない、日本農林規格外の板を輸入して、それをこの際だから、資材がないんだからということで使ってしまおうという動きも実は一部にあります。これはシックハウス症候群の問題もありますので、やはりJAS製品であれば、フォースターということで、世界で一番厳しいシックハウス症候群対策のホルマリン対策の接着剤を使っているものですけれども、JASではないということはこのフォースターではないということになりますので、後々いろいろな問題を起こしてくるだろうと思いますので、私ども日合連としてもJAS認定工場の中で一生懸命全力を挙げて生産をしておりまして、原料を使わないところから使うところへ原料を移設する問題、それからノンJASの粗悪品で仮設住宅といえども、建てるこことについては極力避けて我々の国産材の使用した構造用合板をお使いいただきたいと考えております。あと幾つか要望がありますけれども、後ほどまたお話をしたいと思いますので、どうもありがとうございました。

○岡田会長 ありがとうございました。

そのほかはいかがでしょうか。

加賀谷委員。

○加賀谷委員 私どもができると言ったら、微々たることだとは思うんですけども、多分、各委員の中にいろいろな情報が集まっていると思うんですが、例えば仮設住宅の情報であれば、どこの課とか、もうちょっと先行きのプランであればどこの課とか、提案を何か集約できる課を紹介していただければ、どんどんそちらに提案をしていきたいと思うんですけども。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

○鮫島委員 先ほどの続きなんですけれども、やはり時々刻々いろいろ変わってきます。やら

なければならないことも当然いろいろ変わっていくので、ぜひ時間軸でリスト化していただか  
といいかなと思います。そうすると動いている姿勢が見える。やはりちゃんと自分たちは動い  
ているんですよという姿勢をやはり被災地の方々に見せるということは、私は非常に重要なこ  
とではないかと思います。

それで先ほど、藤野委員が言わされたとおりで、やはり希望なんです。やはりまず食べること、  
それから着るもの、その次は住居なんです。そこが満たされたら、これから自分はどうしてい  
こうというときに、やはり動けるということがすごく大事ではないかなと思います。やはりそ  
のためには、働き場みたいなもの、それから先ほど何人かの方が言われたように、やはり自己  
たちの地元というのがどういう形になるかという、その選択はやはり地元の人が中心に当然や  
るべきだと思います。ですから、そういう道筋みたいなものをいい形で見せて、やはり希望を  
与えてあげるということがすごく私は大事ではないかと思います。

ぜひ、よろしくお願ひいたします。

○岡田会長 ありがとうございました。

ほかになれば、予定の時間をオーバーしておりますので終わりにしたいと思いますが、た  
またまスケジュール化された、大きな震災があって、しかしそ中の議題としてきちんと踏み  
込んでいただいたということと、そこできちんと皆さんからさまざまな要望を受け止めていた  
だいたいということは、林政審議会、林野庁としても実は大いにアナウンスをしていく値がある  
というふうに私も思いますので、何点かご意見をいただいております。ぜひとも具体的な形で  
困っている人に、まさに手を差し伸べていただければ幸いだと思っております。

それでは、大変長いこと、休みも入れずにずっとご検討をいただきました。本当にありがと  
うございました。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会